

平成29年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年12月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年12月11日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長		病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 9 年 1 2 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日 午前 9 時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順といたします。
9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして 3 点、本日も質問させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

10 月 8 日に執行されました町議会議員選挙におきまして、4 期目の当選をさせていただき、再びこの場に立たせていただくことができました。今後 4 年間さらに研鑽を重ね、町民の皆様の声を届ける責務を果たし、本町発展の一助となれるよう全力で議員活動に取り組んでまいりたいと思っております。町長初め執行部の方ともこの議場におきまして、さらに真剣な議論をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、1 点目に、町長の政治姿勢また施政方針、来年度の予算編成方針についてお伺いをいたします。堀見町長におかれましても、私どもと同様に 10 月 8 日に町長選挙が執行され、無投票での再選を果たされました。次の 4 年間も、佐川町のために、この議場において町長とはしっかりと前向きな議論をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

今回、無投票での当選を果たされたわけでございますが、無投票ということはある意味、町民の皆様から、目に見えた数字という形によつての審判を受けていないということでございまして、1 期 4 年間の町長のまちづくりについての町民の皆様の評価も、具体的な形としては見えなかったようでございます。無投票になったこと自体が、町民の皆さんから信任を得ているということも言えるかも知れませんが、現実には、選挙という形での町民の皆様の声は聞けていないということでございます。

その意味からいっても、町長の進めるまちづくり、また事業などについて、1 期目以上に丁寧な説明やアナウンスが必要になってくると思っております。その意味からも、1 期目に町長が行っており

ました各地域へ出向いての懇談会、そういったものも開催をしていくことは、これは大変必要なことではないかと思っております。その点について、開催をしていかれるかどうかもお聞きをしたいと思っております。

そして2期目となる次の4年間のスタートに当たって、改めて町長のまちづくりの考え方、これは施政方針とも言えるかも知れませんが、あわせてお聞かせをいただければと思っております。1期4年間、町長としてまちづくりを行ったことで、そして、行ったからこそ1期目には見えてこなかった目指すべき町の姿やビジョンというものも出てきている部分があるのではないかと思います。2期目の公約またそれぞれ具体的にお聞きをする前に、これらの点について、お聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問をいただきましてありがとうございます。質問がすごく幅広い質問でしたので、少しずつ、御質問のあったことについてもお答えをしたいと思います。まずひとつ、1期目で地区懇談会という形で20カ所近くで開催をさせていただきました。2期目につきましては、形態は少し変えようというふうには思っております。特に、自治会ごとですね、人数が大変少ない自治会がございますので、そういう地域を重点的には、少しゆっくりと話を聞かせていただきたいなというふうには思っております。できるだけ4年間の中で、どのように地域の皆さんと対話をさせていただくのがいいのかということをしっかり考えて対応させていただきたいと、そのように考えております。

あと、1期4年間でとても大切にしたことの中にですね、住民の皆さんと行政が一体となって、できればベクトルを合わせて同じ方向を向いて、幸せな町を一步步ずつ一緒になってつくっていきましようということを掲げておりました。

またその中で、やはり楽しくまちづくりにかかわる、町のことにかかわっていくということが大切だなというふうには思っておりますので、この点につきましては、2期目の4年間につきましても、同じ方向性でしっかりいきたいなと。

また、1期目の途中で第5次佐川町総合計画を策定しました。今、2年目の実行中でありましても、この2期4年間は、第5次佐川町総合計画に基づいたまちづくりをしっかり行いたいと。そのため

の進捗管理を行いながらPDCAをしっかりと回す中で、やはり計画に対し実行して、そのチェックをするっていうことがすごく大事だというふうに思っております。

チェックをした上で改善が必要だということであれば、しっかりと改善をして進めていきたいと。この第5次総合計画をしっかりと回していくということがとても大切ではないかなあというふうに思っております。

4年間仕事をさせていただいてですね、私自身の反省すべきところとしましては、やはり私の人間性といいますか、私自身に起因する部分が大変多いなあというふうに思っております。やはり、焦ることなくですね、じっくりと進めていく、また謙虚に進めていく。議員の皆さんや町民の皆さん、また職員の皆さんの声にしっかりと耳を傾けて、ひとりよがりにならないようにですね、あわてず、急がず、こだわらず、しっかりと町政運営を進めていきたいとそうように考えております。

2期目には、この反省を生かしてですね、しっかりと皆さんの声に耳を傾けながら対話を重視した行政運営、町政運営をしていきたいなあというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

その各地区を回っての懇談会につきましては、今、町長が言っていただいたように、小さな会のところへ行ってお聞きをする、お話しをするということで、ぜひ、そういった形をお願いをしたいと思えます。

1期目のときの懇談会は、前向きな、まちづくりをこれからどうするかということがある程度メインの懇談会でありましたので、各地域の、各地区の、またそれぞれ皆さんの、こんなことに困っている、こんなことをこんなにしてもらいたいという声が、少し聞けなかったというところは、以前、質問でも話をさせていただきましたが、そういった声をぜひ聞いていただきたいなということで、先ほどお聞きをしましたが、町長からは、その小さな単位で丁寧に、また時間をかけてお話をお聞きしたいということで、同じ考え方であるというふうに感じましたので、ぜひ、そういった形で進めていただきたいと思えます。

それでは、次に、公約についてお聞きをいたしたいと思えます。この町長の掲げる公約につきましては、昨年の12月またことしの3

月において、1期目の公約について、進捗状況等についてお聞きをしております。1期目の公約につきましては、町長からは、最終的な成果、1期目で完結していないものもございますが、全てに取り組みを行っており順調にいているという趣旨の答弁であったと思います。

そこで、3点お聞きをしたいと思いますが。1点目は、この1期目の公約、掲げられていることについて、その路線を変更することなく全て引き続いて取り組んでいかれるのか、という点についてお聞きしたいと思います。2点目は、新たにこの2期目の公約で新たに目指すべき、また取り組むべきものを、どういったことがあるのかという点でございます。そして3点目は、前回、質問の折にお話しをしましたが、町長の公約について、きちんとペーパーにして、課長を初めとする職員の皆さんと共有する、町長がどういったまちづくりを目指そうとしているのか、同じベクトルで職員の皆さんもしっかりと感じて動けるというふうにするべきだというお話をさせていただきましたが、今回、2期目に当たって、その点について、どのようにされておられるのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず1点目の質問に対しましては、1期目と路線を変えることがないのかということになりますが、基本的には1期目に掲げたことと同じ路線、同じ方向性で2期目も進めていきたいと、そのように考えております。

また2つ目の質問で、新たにに取り組むことということにつきましては、行政報告でも少し話しをさせていただきましたが、やはり教育の分野をしっかりと2期目は重点的にやりたいというふうに思っております。具体的には、本定例会でも提案をさせていただいておりますが、佐川町教育研究所の設立ということを来年の4月からとり行って、ふるさと教育をしっかりと子供たちに伝えていくと。どのようなことを、ふるさと佐川町に誇りを持ってもらいたい、子供たちに、大人になったときに自分の言葉で佐川町のことをしっかりと語れる、話すことのできる人になってもらいたいという思いから、ふるさと教育を体系化をしてしっかりと教えていきたいなあと、教えられればいいなあとというふうに思っております。また、不登校対策、学力対策をしっかりと取り組んでいくということを新たに力

を入れて取り組んでいきたいと考えております。

また、1期目から少し取りかかってはおりますけども、図書館のことでもありますとか、道の駅につきましては、しっかりと答えを出していきたい。現時点で、必ずやりますという方向にはなっておりません。

ただ、しっかりと答えを出していくと。前向きに答えを出していくということを2期目でしっかり取り組んでいきたいなあというふうに思っております。

あと3つ目の御質問ですけども、私の公約を職員と共有しているかということにつきましては、まず、2期目の選挙のときに、このような配布資料を、討議資料を作成をしましたが、この資料につきまして幹部職員、補佐、管理職の皆さんには配布をさせていただきました。その上で、来年度の予算編成方針、予算編成方針の中で、この討議資料に書かれてあることをそのまましっかりと明記をしてですね、これは松浦議員からもアドバイスをいただいておりますが、資料を配ってもなかなかもらったとかいうことも覚えてないかもしれないし、毎年毎年の予算編成方針の中にしっかりと4年間折り込み続けてですね、職員の皆さんとは共有を図って、また課の中でもしっかりとその内容を共有した上で、来年度、新しい年度の取り組みについて反映をしていただきたいなあと思っております。そのような取り組みをさせていただいておりますので、よろしくお願いします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

1点つけ加えてお聞きをしたいと思いますが。その、1期目の公約で、1期目では完結をしてないものもありますが、それについては、1期目に掲げた公約について、この2期目、この4年間では完結をしたいというふうに思っておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。1期目で完結してない公約が、今ですね、何があるのかということが、すぐこの場で思い出せません。私は、基本的にはほぼやっていると思っております。

例えば道の駅のことを1期目の公約として掲げているだろうということであればですね、それは引き続き取り組んでおりますので、基本的に1期目で完了してないものに関して、スケジュール的に2

期目で完成できるものもあるかもしれません。ひょっとしたらできないこともあるかもしれません。難しい、道の駅につきましては、大変難しい課題ですので、2期目で答えが出せるかどうかはわかりませんが、それ以外の公約については、今のうちにしっかりと完遂できるんじゃないかなあというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

それでは、具体的に、少しいくつかお聞きをしたいと思います。時間も限られておりますので、余り深くは聞きませんが、少し気になっている点についてお聞きをしたいと思います。まずは、自伐型林業についてお聞きをいたします。先日、全員協議会において、町長と担当課の方から、御説明をいただきました。これはあくまで個人的な印象ですので、ほかの方の感じ取り方とは違うかもしれませんが、先日の説明を受けて、少し当初からいえば方向転換をされているのかなという感じをいたしました。

どういうことかと言えば、当初この自伐型林業に取り組まれる折には、佐川町の一つの産業になり、収入になり、雇用が生まれる。主業として成り立っていくんだというようなイメージの発信の仕方であったのではないかと思います。ただ、先日の説明でもありましたが、目先の利益にとらわれず、50年後、100年後に品質のいい木が多く残る山づくりを目指すというお話でありました。このこと自体は大事な視点でありますし、今、国におきましてもそういった山、森林に目を向けた施策が強く出されております。

ただ、当初から説明を受けてきた私からしますと、目先の利益につながり、主業や副業として十分に成り立っていくというお話からは、方向が違ってきたのかなあという率直な感想を持っております。以前にもお話をしましたが、この土佐の森救援隊のお話は、町長がまだ町長になられる前の時点で、私も直接お話を聞きましたが、そのときの、土佐の森救援隊の自伐型林業自体も、少し最初私が聞いた話からは今、形が変わってきてるのかなという私自身も感じております。そういう流れを町も受けてるのかなというふうに思っておりますが。町民の方からも、本当にお金になるのかという疑問や心配の声も多くいただいていたのも事実でございます。

その意味からも、一度この自伐型林業のこの方向性というものについて整理をしていただいて、説明で言われたように、佐川町の将

来に向けての山を守っていく取り組みなんだと。町が管理をして、それを委託をして進めていくんだということをメインに、きちんと打ち出しをされたほうがいいように思っておりますが、この点について、お考えをお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。土佐の森救援隊の方向性が変わったかどうかということにつきましては、私のほうは存じ上げておりませんので、土佐の森救援隊の組織の方向性が町の自伐型林業の方向性に影響してるということは全くありません。

基本的には、これまで取り組んできた方向性、現時点で方向性が変わっているものは基本的にありません。自伐型林業で、主業でもしっかりと所得を上げていくという判断、そういう算段はできておりますので、ただ、その中で、副業に何か、ほかの業をするのかどうなのかっていうことは、一人一人の判断になっていきます。

この自伐型林業で、今佐川町が進めている地域おこし協力隊を活用した取り組みというのは、基本的に佐川町には山を持ってない、山を所有してない人たちが林業に取り組むという、ここは一番の難しいポイントになります。それは、始めた当初からわかっておりましたので、では施業地を佐川町内でどうしたらいいのかということに関しては、町が主体的に山林の集約を図って所有者の皆さんと管理契約を結んで、その管理契約を結んだ山で、自伐型林業の林業の訓練を受けた人たちに実際に山に入って施業をしてもらう。その中で、年間 300 万から 400 万ほど国や県の、町の継ぎ足しの補助ももらいながら、主業でも生活ができるという数字ははじけておりますので、この取り組みをこれまでと変わらずですね、しっかりと一つ一つ前に進めていくということが肝要かなというふうに思っております。

この、山林を集約すると、このことが一番難しいわけではありますけども、国も、森林環境税の導入にあわせて自治体が主体的になって森林整備を行う、森林の集約を行うと、その方向に今、かじを切っておりますので、佐川町としても、林野庁、国と県と、向いてる方向性は合致した中で今後も進めていきたいなあとそのように考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この自伐型林業だけで細かく入れると、これだけで通告をして質

問をしないといけないので、深くは言いませんが、もともとは、難しい意味の方向性の転換という、土佐の森の方の部分はそういうことではなくて、最初は、前にも言いましたが、C材では乾杯をと。副業として、そして自分の持っている山を管理をして、自分の山を自分で切り出して出すというのが、そもそもでございました。

今、町がやろうとしている町が山を集約をして管理をして、それを委託をしてというのは、当初は、私自身はそういう感覚を受けておりませんでした。自伐林家のことは自伐林家、そして山を持ってない方は、それを委託を受けて、それぞれ個人が行っていくと、自分の主業なり副業として。ということからすると、少し変わってきているのかなということがありましたので、お聞きをいたしました。きょうのお話を受けて、納得がいかなければ今度、これだけで通告をしてまたしっかりお聞きをしたいと思いますが。

この自伐型林業については、もう2点お聞きをしたいと思います。自伐型林業に取り組んでいただく方の育成という点であります。現在は主として地域おこし協力隊の方が行っております。任期が終わり独立した後、施業していけるだけのそういう技術が習得できているのかという点でございます。

これ実際に、地域おこし協力隊の任期を終えて自伐型林業に取り組もうとされている方からお話をお聞きをしました。現実的には、その方のお話では、この3年間の町の研修だけでは独立してやるというところまでの技術になっているかということ、そうではない。なかなか難しいということでありまして、その方は、民間の林業関係で仕事をしながら、足らない部分についてその会社で技術を今、身につけている、自分が自伐型林業を起こすための技術をつけているんですというお話でした。

この点は、ある意味、大事な点でありまして、3年間終わってすぐに、もし委託を受けられないとなれば、その間の期間があくわけで、その点については非常に大事な点でありますので、この点について町としてはどのように認識をして捉えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。3年間という限られた期間の中です。人によっては、取得をするですねスピードが多分まちまちであろうというふうに思います。私は、現場での技術的なことはわかりませ

るので、林業のプロの方に任せております。最近卒業した卒業生の力量に関しては、奈良県で清光林業という日本でもトップクラスの林業をやられている方、経営者の方に指導をしていただいてですね、その方のお墨付きをいただいて、彼ならもう大丈夫ですということになっております。

基本的には3年間しっかりと研修を積むという中で、どれだけ意欲を持って研修に取り組むのか、一人一人の取り組む姿勢、意欲も多分技術の習得の濃淡にはあらわれるんじゃないかなあというふうに思っています。

ただ、佐川町として反省すべき点につきましては、やはり1期生、一番最初に採用した5名の方、特に最初に入った3名の方についてはですね、やはり初めての取り組みということで、本人、彼らもどういう訓練をしたらいいのかっていうのを迷いながらやってる部分もありました。それが2年目、3年目、4年目となって、一つの形ができ上がってきたという部分があります。ですから、その1年目の1期生の取り組みの反省も踏まえてですね、今は改善をしながら2期目、3期目、取り組みをしてるところになります。以上です。

9 番（松浦隆起君）

私は、このお話をお聞きをした方は、自分が自伐型林業としてやっていこうというぐらいの方ですから、非常に3年間意欲的に学んできたと思います。その方のお話だけを100%聞いたということにはならないかもしれませんが、民間で仕事をしたときに、やっぱり民間のスピードとそれから毎日この役場の地域おこしとしてやっているのでは、当然違うと思います。決められた時間内で終わればそれで終わり。だけど民間であれば、当然お金にしないといけない。その部分についても大きな落差がありましたというお話でした。

ですから、先ほどのお話のように、町として集約して委託をする、受ける側は生活がかかっているわけで、それに見合うだけの仕事ができるように、やっぱりしていかなければならない。その点については町長の今のお話にもありましたが、真摯に、どれだけの技術が身につけられているのかということを常に見ていただいて、せっかく佐川町に来て、佐川町に根ざして仕事をしていこうとされている方をしっかり支援をしていただきたいという意味での質問でありましたので、ぜひ、そういう目で、意見交換等もしながら見ていただ

きたいというふうに思います。

もう1点は、自伐林家についてであります。これまでの質問の折に何度かお話をしましたが、この施業委託をする自伐型、以前私はこの場で自伐ではなくて他伐林業だということを言わしていただいたことありますが、この、森林を守るという目的からいえば、自伐林家となる方を増やしていく取り組みも大事ではないかと。

ただ、見ていると、結果としてそうなっているのかもわかりませんが、このベクトルが自伐型のほうに、私流に言うその他伐のほうに、非常に強くいつているように感じておりますが、自伐林家の方が、町長が就任されて自伐型林業を始めて自伐林家の方がどれだけ増えたのか、それから今後どういう方向でいくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。正確に何人ということは、今この場で言いません。私が聞いている範囲では、3名ほどは自伐林家、自分の山で施業をしてですね所得を得てるという方がいるというふうに聞いておりますが、また改めてですね担当のほうから、正確には何人ということをお伝えさせていただきたいなというふうに思います。

松浦議員おっしゃるように、町内に住む方で山を持ってる方、この方々が自分の割ける時間ですね、自分の余裕のある時間の中で山に入って、自分で木を切って出していくということができれば、それはとても素晴らしいことだなあというふうに思っております。

この林業の担い手の育成と確保ということにつきましては、佐川町だけでなく日本全国ほんとに頭を抱えている状況になっております。これは、それぞれの自治体といいますか、国を挙げて担い手の育成ということがうまくいつてなかったということの、今のあらわれだというふうに思っております。

林野庁のほうでは、今、佐川町が取り組んでいる地域おこし協力隊を活用しての担い手育成、これを全国の一つのモデル、地域おこし協力隊のような、また新しい担い手を採用するということも林野庁でも今考えているように聞いております。

また新しくですね、地域の人たちに開かれた研修をして、自分の山で、山に入って木を切って所得を上げたいというそういう取り組みもですね、なかなかできている地方はあまりないというふうにも

聞いております。

佐川町が今取り組んでいることは、かなり挑戦的なことだというふうに思っております。ただ、一人ずつでも、山に入ってやりたいという人が育つてるということは、この取り組みを続けていくことがすごく大事なことだなというふうに思っております。大変難しいことに挑戦をしてるということは重々承知をしておりますが、この山をしっかりと手入れをしていく、災害に強い山をつくっていく、美しい自然を守っていく、この持続可能な幸せな佐川町をつくっていくには、この山の手入れを誰がしていくのか、どうやってしていくのか、いつやるのか、それがすごく問われているのが今だというふうに思っておりますので、しっかりと、大変なこともあるかと思いますが、歯を食いしばって一歩ずつ前に進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、最後のほうに町長が言っていた将来を見据えてという、冒頭に私がお話ししましたところは、その点であります。それをできればメインに発信をされたほうがいいのではないか、収入になるということが今までは前に、町民の方もそういう捉え方をされておりましたので、そうではなくて、それぞれの主業、副業というよりも、もう少し、もう一つ大事なことは、将来に向けての佐川町の山を守っていく、森林を守っていくための、これは事業なんだと。ということ、町民の方は、それよりかは、受けて木を切ってそれがお金になるというが、なるかよということが先にきてるので、町長が目指しているのはそうではないということを丁寧に言われたほうがいいんじゃないですかというのが冒頭に私が言った質問の部分であります。

結局、この自伐林家の方がそんなに、私も言われましたが、増えないということは、お金にならんから増えんがやろということをおっしゃる方もおいでます。自分でやらないのは。ですから、将来を目指してということであれば、町が集約をして委託を受けている方だけではなかなか進められない。できる限り自伐林家の方も増えていくことが望ましいと思いますので、自伐型だけではなくて、その自伐林家の方を増やしていくということも取り組んでいきたいというふうに申し上げて、これは、これで終わりたいと思います。

次に、道の駅についてお聞きをしたいと思います。先ほど町長か

らも、なかなか難しいというお話もございましたが、現在、検討委員会において場所の選定等を含めたさまざまな検討がされていると聞いております。この道の駅については、前町長時代より検討がされ続けてきたものであります。町民の方からも、私も時折、道の駅はいつできるんですかという声もお聞きをします。私も、この道の駅については、前町長のときにもお話しをしておりましたが、できるのであれば、本町の活性化につながるという思いから、1日も早くこの建設がなることを期待をしている一人でもあります。

ただ、そういった中で、以前から私が懸念しているというか、部分は、本来からいえば、進める順番が少し違っているのではないかとことです。この道の駅建設において、まず、なくてはならない、パズルでいうなくてはならないピース、それは、一番の懸案事項は、この建設候補地。建てれる場所があるかどうか。この建設候補地について、ある一定めどがついた上で、具体的検討に入っていくというのが望ましい形ではないかなというふうに思っております。

高知市においても、道の駅については、途中で頓挫という形かも知れませんが、なりました。それからちょっと詳しいことは記憶にありませんが、ある事業でも高知市においては予算をかけていたけども途中でできなくなったと。新聞等で書かれておりました。最終的にしっかりできる、そういうものがあって進めていかなければ、途中で、せっかく皆さんの期待を受けまた予算をかけ、途中でやっぱりできなかったということになれば、大変なことだという部分もあってお話しをしておりますが。

私も、会社で仕事をしていた折に、新しい店舗の立ち上げにいくつかかわりました。まずは土地、その地域の土地が確保できるかどうか、貸していただけるかどうか。地権者の方との交渉が一番時間を要します。そのめどがついて、そしたらその地域に根ざした、またその地域に合った、どういった店舗にしていくのかということ、本格的に内容に入っていった記憶がございます。そういったことから、この道の駅建設の第一条件は、建設候補地であると思いますが、この候補地について、なかなか言えない部分もあるかも知れませんが、ある一定程度めどがついた上、また、つきそうな上で、今、進んでいるのか、なかなかその先も今の時点ではなかなか見えてないということなのか、この点についてお聞きをしたいと思

います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員の、もうおっしゃるとおり、そのように進めていくのが原理原則だというふうに思っております。検討委員会を立ち上げまして、一番最初にですね、佐川町に道の駅があったらこんなことができたらいいいよね、あんなことができたらいいいよねということは、やはり前向きに考える上で大切だということで、一番最初に検討委員会の中で取り組みをさせていただきました。

本年度につきましては、佐川町の中で、国道 33 号線沿い、どのような候補地が考えられるのかということを、検討委員会の中で皆さんから挙げていただいております。10 カ所ちょっとの候補地ですね、本当にこの場所でできるのかどうかは別にして、こんな土地があるよ、あんな土地があるよというのも含めて 33 号線沿いに 10 カ所程度の場所を皆さんから御意見としていただきました。

本年、ことしの今月ですね、12 月の後半、もうほんと年末押し迫ったところで申しわけないんですが、検討委員会を開催する予定をしております。その場で、最終的な候補地として何カ所か、数カ所ですね、数カ所になると思いますが、最終的にはここの場所がいいだろうということをいくつか挙げて、その中で優先順位をつけてですね、また検討委員会の中でも検討した結果、優先順位をつけて、またその過程、その説明も議員の皆様にもさせていただいて、実際、この場所を第一候補地として掲げて進めるのがいいだろうということになりましたら、来年度以降は、その土地を実際に購入できるのか、借りられるのか、そういうことも含めてですね、しっかりと調査をして交渉に当たっていくという形になろうかと思えます。

進め方については、御質問いただいたとおりの順番で進めていくのが本質的な仕事の進め方だというふうに思っておりますので、また今後もいろいろとアドバイスをいただきたいなというふうに思っています。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この道の駅につきましては、本当に多くの方が期待をされているとか、いつできるんだろうかというふうに思っている事業でありますので、できるだけ建設ができるという方向に進んでいただきたいと思いますと思いますが、それだけ期待が大きいだけに、もし

途中で、なかなか難しいということになると、逆に落胆が大きくなるということになりますので、さまざまな予算がつく前に、できるだけ早くにこの候補地というのが選定されるようお願いをしたいと思います。

それでは次に、町長の1期目の公約の中で大きな柱となっていたのが、この総合計画でございます。これについては、みんなで作る総合計画として完成をして、昨年度より第5次佐川町総合計画としてスタートしております。町長からは、この総合計画の10年の基本構想を柱に、力を合わせて自分ごとの幸せなまちづくりを行っていきたいという答弁をいただいております。その意味からいっても、この総合計画のいわゆる実施計画に当たる部分が計画どおりに進められているかという点が、非常に大事な点でございます。冒頭、町長からもそういうお話もございました。当然、それは毎年の予算編成とも大きく関係をしてまいります。

それを踏まえた上で、来年度、この30年度の予算編成方針、それから具体的な、新たな新規事業、そして総合計画の実施計画に当たっている部分の、余り細かいそれぞれ事業別については難しいでしょうけど、全体的なその進捗状況というものについて、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。進捗管理につきましては、10年間の実施計画、概要的なものですが、スケジュールを織り込んで、それぞれの事業を、この10年間でどこのタイミングでするかという計画を作成しております。その計画に基づきまして、基本的には事業実施をしているわけですが、現在2年目になりますけども、年に2回、総合計画審議会がございます。

この中でしっかりと事業の進捗について報告をさせていただいて、できてないもの、何ができたのか、できてないのか、そのあたりを確認をしながら来年度に向けてまた改善をしていく、修正をしていくという取り組みを、今、しているところであります。

まだ2年目ということで、その審議会の中でも報告の仕方が足りない部分もあってですね、松浦議員からもいろいろとアドバイスをいただきましたが、少しずつ改善をされて、進捗管理ができるようになってきているのではないかなあというふうに思っております。

全体的には、予定どおり進んでいると思っておりますが、中には

やはり遅れているものもあります。これは、1期4年間の私の反省としてですね、やはりできるだけ早く実行に移したいとか欲張りな部分があってですね、あれもこれもと、もう少しできるんじゃないのっていうことを課長さんにも声かけをしたりですね、してきた部分、実はこれは本当は早くやらなければいけないという思いがありながら、現実的にできないところがある。

例えば選挙がですね、ことしみたいに立て続けに、衆議院の選挙も解散であったりすると、なかなかイレギュラーなこともあります。災害が起こると、なかなか予定どおりいかないこともあります。そういう部分に関しては、特に、やはり課長の判断を尊重して来年度に遅らせるもの、再来年度に遅らせるものがあったとしても、それはしっかりとやり遂げるという上での延期であれば、それは課長の考えを尊重しますということで今、進めております。

そういった中で、少しずつ担当課ごとにですね、この総合計画に基づく事業の進捗、予算の組み方、そういうのができてきてるんじゃないかなあというふうに思っております。ここまでしっかりと総合計画、あるつくった計画をもとにPDCAを回していく業務の仕方っていうのも、なかなか慣れてない中ではありますけども、課長の皆さん、本当にしっかりとやってくれておりますので、これをあと8年ちょっとですね、続ければ、自分たちのものになっていくんじゃないかなあというふうに思っておりますので、またお気づきのことがありましたら、いろいろと教えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

来年度の予算編成方針と新規事業について、お聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。御質問を失念をいたしておしまして、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

来年度、新規事業につきましては、先ほど冒頭にも話をさせていただきましたが、佐川町教育研究所を立ち上げて教育振興に取り組んでいきたいということを考えております。あと、さまざま細かいことはありますけども、今、幕末維新博、県の取り組みの中で、佐川町も連携をしながら観光振興もさせていただいておりますが、来年も幕末維新博2期目ということで、着実に観光施策を進めること

を来年の予算編成方針の中にも掲げております。

総務課に対しての予算編成方針の中で、これは今年度に引き続き、来年度も掲げておりますが、町としての住宅政策を検討して、しっかりと計画としてまとめて取り組んでいこうということを上げております。これは、荷稻の小富士団地も含めてですね、町として定住促進を図っていく上で、今、佐川町に住まわれている方にも対してですけども、ひょっとしたら移住をしてきて定住をしていくという方もいらっしゃると思います。その中で、佐川町の所有している土地、今、売却を進めている土地もありますけども、しっかりと住宅施策を講じることによって、定住促進を図っていききたいということも考えております。

あとは、やはり情報発信が少し町内も含めて、町外も含めて弱いのではないかという御意見もいただくことが多いですので、町内向けもあわせてですね、町外に対しても、この佐川町のよさ、佐川町が、ああ本当に住むのにすばらしいところなんだということを情報発信を着実にですね、SNSも活用しながら進めていきたいなあと、そのように考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。その住宅施策については、それは子育て支援策とも非常に関連をしてくる部分であると思いますので、それまた改めてお聞きをしたいなというふうに思っておりますが、大事な観点だと思います。

それからそのSNSの情報発信という点でいえば、今、町長からお答えがあったので、原稿にはありませんが、以前、担当課の方にもお話しをしましたが、今、まじめに、おもしろく365日というのがあると思います。365日になってないんですね、あれ。私から言えば。担当の方にお話ししたのが、365日ということであれば、毎日、どんなことでも、例えば職員の横顔であり、職員の仕事風景、まずきょうはこんなことがあったっていうことを、いろんなことを、集めるのは大変でしょうけど、町の発信として、行政の大事な情報も含めて毎日発信をしていけば、だんだんとそれが話題になったり、町民の方が気づいたり、これ毎日発信しゅうぞと。それが見事に365日というタイトルにはなっているけども、あれ、いつやったね。前の発信が。という、今、そういう状態です。

町長からせつかく、今、そういうお話を、呼び水をいただいたの

で、ぜひそれも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

あと2点、この1点目の質問の中で気になっているところをお聞きをしたいと思いますが。前回の質問の折にもお話をさせていただきましたが、総合計画のコンセプトでありますこの「チームさかわ まじめに、おもしろく。」というもの。先ほど、進捗状況についてお聞きをいたしました。果たしてこのコンセプトにあるような、まじめに、おもしろくというまちづくりというか、そういう形に、町民の方も含めて、なっているのかなということが、気になる場所でございます。

どこまで町民の皆さんに、これが伝わっているんだろうかと。この、まじめに、おもしろくということが町民の皆さんの中に浸透しなければ、本当の意味でこの総合計画の非常にほかの町にはないこういうものを、本当にいいものができて、ただ、逆に少し漠然として、町民の方が、これ何を目指したものですかという声もいただきますが、この、まじめに、おもしろく。という町長初め行政の方が目指しているこのコンセプトというものが、しっかり町民の方に、本当の意味で伝わっていかねばならないというふうに考えておりますけれども、この点について、町長はどういう感覚を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員おっしゃるように、なかなかこの、まじめに、おもしろくっていう部分を、このビジョンをです。ね、住民の皆さんに、隅々まで御理解いただくっていうのは時間がかかる、難しいことだなあというふうには思っております。私も、どうしてもまじめな部分、勝ちすぎですね、おもしろくできない部分も多くあります。そういうことも自分自身の反省も含めて、チームさかわ まじめに、おもしろく。とこのスローガン、このビジョンを進められるように住民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいなあと思っております。

現在、集落活動センターやあったかふれあいセンター、それぞれ地域ごとに、地域のことで楽しみながら、面白がりながら一生懸命いろいろ取り組んでくれている方がたくさんいらっしゃいます。

はなもりC－LOVEの活動として牧野公園のリニューアル整備をしながらですね、植物を育てる心を幅広く広めていただい

る活動をしている佐川町の皆さん、ボランティアの皆さんもたくさんいらっしゃいます。

そういう地道な、まじめに、おもしろい、楽しい活動が、少しずつ少しずつですね、伝播をしていく、熱伝導のようにですね、その1人の思い、熱い思いが伝播していく。その中で、「チームさかわまじめに、おもしろく。」っていうこのビジョンが少しずつ広がっていただければいいなあとというふうに思っております。

まだまだ役場として、もっと、まじめに、おもしろくの部分をしっかりと住民の皆さんにお届けをしなければいけないという反省もありますので、しっかりと、この思いを住民皆さんで共有できるように、今後も、いろいろな具体的な施策を講じてですね、取り組みを進めていきたいなあと、そのように考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

これは個人的な感じですが、このまじめに、おもしろくという、この、おもしろく、が少しわかりづらいのではないかと。おもしろいことを大事な、まじめに大事なことをしながらおもしろいこともしよう、ということの、そのおもしろいというのが、これが例えば、まじめに、楽しくだともっとわかりやすいのではないかなあと。

前回か前々回か、質問の折にお聞きをしましたが、余り、少し具体的なお答えはなかったんですが、この中に、さまざま、佐川の楽しみ方ということで、町民の方に、こんなことをやってくださいねとか、こういうことをやりましょうよっていう、それはどこまで町民の方がやろうとしているのか、ある程度吸い上げはできてますかということをお聞きをしましたが、少し、そうではないお答えでしたが。

例えば、佐川町のために、これは大事なこと。楽しくできそうだと、こんなことをみんなで楽しくやっていこうよということを町民の皆様何でもいいから考えて、アイデアを出してくださいということ为例えば募集をしたり、という具体的なアクションをかけて、町民の人の中に個人的に話しすると、いろんなアイデアを持ってる方がおられる。それをこう引き出して、みんなで楽しく、これ流で言うとおもしろくやるということのそういう仕掛けを、もう少しやっていけばどうかなあとというふうに思っておりますので、ぜひ、検討していただければというふうに思います。

もう1点、最後に申し上げますと、商店街の活性化も含めた商工

関係の活性化、それから観光振興に関する取り組み、この2つの取り組みが、これ私から見てですけれども、少し、何か弱いように私は感じてます。担当課の方は一生懸命取り組んでいただいているというふうに思いますが、もっともっと具体的な、それから思い切った取り組み、そういうものが私は必要だと思います。

この2つの取り組みで共通していることは、どうお客様に来ていただけるか、佐川町に。またそのお店に。ということです。そして何をすれば来ていただけるかということでございます。今、先ほど町長からもこの観光ということで維新博のことをお話しをしていただきましたが、維新博で本町にも観光客の方は訪れてくれておりますが、私はまだまだ本町独自の、せっかくのこのチャンスに仕掛けが足りない、もっといろんなことができるというふうに感じております。まだまだポテンシャルを秘めているのに、本町はそういう面でも生かし切れてない。もっと大胆に、こんなことを考えれば、こんなことを言えば怒られるかもしれない、そういうような発想をどんどん飛ばしていただいて、私は取り組んでいただきたいと思います。

これまで、町長や職員の方に、個人的にいくつか私の稚拙なアイデアもお話しをしてきましたが、いまだ採用はされておきませんが、ぜひ、商工関係で頑張っておられる方々を支援をし、観光行政を盛り上げる取り組みを倍増していただきたい。

特に、観光もそうですし、この商工関係の仕掛け、行政側の取り組み、以前、町長は、商工関係またお店、そういう関係の方がみずからやる気を出したことに對して支援をしていきたいというお話がありましたが、行政側からも、こういうことをやったらどうでしょう、こういう形でどうでしょうという、もっと商工関係に、私は力を入れるべきではないかというふうに思っておりますが、この点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しい分野であります。今、行政として取り組んでいる支援策としましては、ものづくりの支援補助金ですね。お土産物を開発をする、新しいお土産物を開発したい、今ある商品を少しリニューアルしたいというものに関して補助金を出しております。

あと商工関係で言いますと、昨年度から継続して取り組みをして

おりますが、商工会と一緒にですね、それぞれの商工会の会員の皆様に、今後、今やられている事業をですね、どのように取り組んでいくお考えなのか、後継者はいらっしゃるのかとかですね、あと何年事業を続けたいのかとか、そういうことを今、アンケートをとってます。

それに対して、例えばこの事業、この商売をやってくれる人がいたら、ぜひお譲りしたいとかですね、後継者として少し研修をしてもいいですよという話があれば、そういうものに関してはマッチングを行政も入りながらですね、できればいいかなあというふうに思っております。

いろいろ、いろいろと言いましても、その2つがメインとして今、商工関係者の方の御支援をさせていただいておりますが、これは4年前でしたか3年前でしたか、やはり、その商売をしている方、その商店街の地域の皆さんが、自分たちがどうしたいんだ、自分たちはこうしたいんだというのがあってですね、それに対して行政が支援をしていくっていう形が、多分、恐らく一番いいのではないかなあと思っております。

事業というのは、やはり継続をしていくことがすごく大事になります。瞬間最大風速をわっと吹かしてですね、それが2年、3年でなくなってしまうというのは、やはり事業、商売としては余り好ましくないのではないかなあというふうに思っております。

今、佐川町には確実に観光客の方が増えております。人が来るという中で、よし、じゃ、ちょっと何か考えて儲けてみようかなあというふうに積極的に考えていただければ、何か商売の芽、チャンスがあるのではないかなあというふうに思っております。

今、〇久、旧竹村呉服店、竹村分家の呉服店で今、仕事をしていただいているキリン館の経営者の皆さんは、いろいろ工夫を凝らしてですね、今まで仕入れてなかったもの、今まで取り組みをしてなかった商売も前向きに始めております。

場所的な部分も起因していることもあろうかと思いますが、あそこ公募をかけたときにですね、ほかに応募もありませんでしたので、何かそういう、何かチャンスを捉えるとか、前向きに一步踏み出してみるとかですね、ぜひ佐川町の商工業者の皆さんには、今後5年、10年のことを考えると、こんなことをしたいんだっていうことをお話いただければですね、行政としてできる支援はしっかりしてい

たいなあと思っておりますし、私自身、そういう商売の経営コンサルタントの仕事をもう十数年やってきましたので、幅広くいろいろと御支援ができるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、ぜひ、この分野につきましては、行政だけでは取り組めない部分がたくさんありますので、松浦議員にもまたほかの議員の皆様にも一緒になってですね、商工業の、この少しでも発展にですね、みんなで一致団結してチーム佐川で取り組めればなあというふうに思っておりますので、ぜひお力を貸していただきたいなあというふうに思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この2つの商工関係また観光行政、この取り組みこそ、まじめに、おもしろくはじめて、いろんな発想を考えて、なかなか難しい商売というのはあると思いますが、一番そういうことができる部分だと思います。

町長とも少し個人的にお話しをしたときにお話しをしたと思いますが。例えば、ある県のある町のスーパー公務員と呼ばれているその方は、自分の住んでる町に危機感を持って、このままではだめだと。なんとか元気にしたい、その方が積極的に商工関係者に働きかけて、全国に動いて、そして今、多くの一流の、例えばシェフであるとか、集まったり、新しいものができたと報告があれば、そのお店へ飛んで行き、っていう公務員の方がおられます。職員ですね、役場の。

商工関係の方から、もしアクションがなければそのままではなくて、この町のそういうところに元気をつけていく役割も私は役場にあると思いますから、もし余り積極的な、おとなしくて働きかけがないなあと思えば、こんなことどうでしょうかという、そういう熱と力をぜひ職員の方にもさらに持っていて、以前にも申し上げましたが、自伐型林業に掲げる情熱と同じぐらいの情熱でやっていただきたいということを申し上げまして、まだたくさんお聞きしたり提案したいことございますが、別の機会に個別にお聞きしたいと思いますので、この1点目の町長についての御質問はこれで終わらせていただきます。

2点目の質問に移らせていただきます。さかわぐるぐるバスについてお伺いをいたします。

この質問につきましては、6月定例会におきましてもお聞きをい

たしておりますが、その折にもお話をさせていただきましたが、やっとスタートを切ることができたこのバス事業を、本当の意味で必要としている町民の方たちに使ってもらえるものに育てていくことが行政、そして我々議会にも課せられている責務ではないかと思えます。

そういった観点から、6月定例会に引き続いての質問となり、重ねてお聞きすることになると思いますが、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

そこでまずお聞きをしたいと思いますが、この10月より本格運行が始まりましたが、それを踏まえ町民の皆さんの声をできるだけ多く、またさまざまな方法を使って聞いていくべきではないかということを前回の質問の折にお話しをさせていただきました。定例会初日の行政報告の中で説明がありましたが、9月に各地区において説明会と意見交換会を開き、町民の皆さんの声を聞く場を持っていたということでもあります。

そういったものも含めて、こういった形で皆さんのお声を聞いたのか、またその内容についてお聞かせいただきたいと思います。それからその声から、実際本格運行に反映をされたもの、したものについて、お答えをいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えいたします。

この10月16日から本格運行を始めましたぐるぐるバスですけれども、先ほど議員おっしゃいましたが、9月の下旬にまず、これは各地区、5地区になりますけれども、集落活動センターなどで住民の方々来ていただきまして意見交換と住民説明会という形で行いました。合計して130人ほどのですね住民の方々がおいでまして、まず直接はですね、そういった方々から御意見をいただきました。それから、これは引き続きですけれども、いろんな形でですね、お電話であつたりとか直接役場へ来られたりとかいう方々の御意見をずっと記録をとってですね、対応できるもの、整理をしております。

あとは、そうですね、実際に乗車をされている方についての御意見、これはバスの運転手さんなどからの聞き取りということにもありますけれども、そういったところ。それから実際にバス運転をされてる運転手さんからも聞き取りというかですね、バスのその運行

のルートの関係もございますけれども、そういったこと。そういったさまざまな御意見をですね、この間、整理をさせていただいてます。

この10月16日からの本格運行で、反映をできたものということですが、これは実際、ちょっと私たちのですね、御意見を聞く期間がですね、9月の、特に地域に入ってというところであれば9月の下旬というところで、もう既に、10月16日からの本格運行のルートであるとか、そういう仕組みが決まった、実質的に決まった後ということですので、これから反映をしていくものが、できるものについてはですね、多くなります。

ただ反映を、10月16日の本格運行でできたものとしては、各施設ですね、病院であるとかそういった役場の中でもそうですね、各施設の玄関口まで入ってですね、乗り降りができるようにするであるとか、あるいはそのバスの運賃、これが郊外線と中心部線違いますけれども、それがわかりにくいであるとか、それをバスの前面にですね張ったり、それからバスの色が白くてですね、わかりづらいということもありましたので、それは3台色をつけてですねわかりやすくしたりというふうな対応を、できる範囲でですね、対応をとらせていただきました。以上になります。

9 番（松浦隆起君）

前回いくつか、私も、声を聞く案を提案をさせていただいておりましたが、例えば各自治会に回覧をして声を吸い上げるということも大事なことはないかなと思います。この各地区で行われた説明会、そこに、実は来れない、声が届けられてないところにこそ、本当は大事な声がある。

私もこの10月に行われました選挙、この機会を通じて、多くの皆さんからぐるぐるバスについてお声をお聞きをいたしました。またさまざまなところへ行かしていただいた折に、ぐるぐるバスについて、こちらから、どうですかということでお聞きもしてきたところです。そこでお聞きした声から感じたことは、率直に言って、必要とされている人に手が届いていないということです。

高齢者の方で、なかなかバスの停留所まで行けない方、また透析等そんな病気を持っておられる、足が不自由だと、そういうことでバスに乗れない、バスに乗りたけれども、そもそもそのコースから外れている、バスのコースが近くまで来ていない、そういう切実

な声をお聞きをしました。この声を決して置き去りにすることはできないというふうに私は思っております。

前回も申し上げましたが、そもそもこのバス事業がなぜ必要なのか、その原点に私は立ち返るべきではと。このぐるぐるバスは、地域公共交通という形で会議を行い検討をされ、運行が始まりました。ただこの地域公共交通というくくりに、私はもう最初から少し違和感を感じております。

4年前の定例会において、このバス事業について私も質問をさせていただいて、要望提案をした内容は、買い物支援それから高齢者の方の支援としてのいわゆるデマンドバス、デマンド方式でございました。つまり、希望する場所に希望する時間に、バスやタクシーが巡回すると、そういったことを行っている自治体も、全国には数多くございます。

町長の1期目の公約の中にも、地域で助け合う買い物介護支援体制の構築と。ですから、地域公共交通という中に入るんですよと言われれば、そうかもわかりませんが、そういう方の支援という意味合いが、非常に多く含まれていると私は思っております。

必要とされているのは、思うようにこの移動手段を持たない、また持てない、そういう高齢者の方や障害者の方などの支援でありまして、地域公共交通というくくりとは、私は少し本質的に違うものがあるんじゃないかなあと思っております。今回のバス事業は、そういう人たちの支援を、私は最大の目的にしたものであってもらいたいですし、そうでなければならぬというふうに思っております。

前回も申し上げましたが、そういった観点から言いましても、高齢者の方や障害者の方が安心して、そしていつまでも暮らしやすいまちづくりという意味からも、できればドア・ツー・ドアが望ましいのではないかと。

全国の中には、このコミュニティバスとデマンドバスの併用で制度設計を行っているところもございます。例えば高知市はデマンドタクシーという形で、その差額を自治体が持って、御本人の負担は少なく、デマンドタクシーが今走っております。ぜひ、前回も申し上げましたが、早急に検討していただいて、コミュニティバスは始まったばかりですから、これを全面的に変えることはできないと思いますが、このデマンドバスと併用でできないかと。

私のところに届いている声は、例えばタクシーチケットをもっと

多く配布したらいいんじゃないかと。バスにお金をかけるなら、その分タクシーチケットを配ったらいいという声も届きました。ただ、タクシーチケットだと1人1台。多くのところでやっているデマンド方式は、前日までに予約を入れて、コースをつくって、タクシーであれば、その中に3人乗る。小さなバスであれば4人、5人が乗る。そうやってコースをつくって回るということを、仕組みをつくっているところもございます。ぜひ、そういった形で検討をしていただきたいと思います。

今、このぐるぐるバスがコミュニティーバスとして運行が開始されましたが、開始されたことで、そういったバスが走り始めたことと逆に、利用ができない。それでも利用ができない町民の方の思いはさらに逆に強くなっているというふうに思いますので、この点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このさかわぐるぐるバスにつきましては、地域公共交通会議の中で検討され、今の定時定路線型のバスで運行開始をしております。

これのもとになっているものとしては、佐川町の地域公共交通網形成計画というものがございます。この中で、このバスの目的といいますかそういったところにも、確かに課題としては高齢者であったりとか障害がある方、ドア・ツー・ドアの支援を必要とされている方についての記述もございます。

一方で、やはりこの佐川町が今とっている定時定路線のバスをやっていく目的としては、やはり、単なる移動手段だけではなくて、ほかの乗客の方との乗り合いの効果であったりとか、あるいは集落活動センターをつないでいることもございまして、健康づくりであるとか、そういったものに寄与できるまちづくりの1つのシステムとして、今、取り組みを進めております。

デマンド型の併用ということでございますけれども、これにつきましても、9月の住民説明会の折には具体的な御意見はありませんでしたけれども、以前、坂本議員からも御質問があったのも記憶にございますし、そういう御意見、御要望があることは担当課としても承知をしております。

そういった中で、こういった定時定路線とデマンド方式をどういうふうに組み合わせていくかも含めて、今後、今年度内にはですね、

もう一度地域に入って御意見等を聞く場を設ける予定にしております。この中で、いろんな御意見を整理さしていただいた上で、このシステムを、改善を続けていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、そういった形で進めていただきたいと思います。今のコミュニティーバスだけだと、先ほど私が言ったような足に困られている方は、そのまま置き去りのままになります。

地域へ出向いてお声を聞くということですが、そのお声を聞く場所に来れない方がたくさんおられます。ぜひ、そういった声も聞く方法を検討していただいて、先ほど言ったように、例えば、各自治会に、前回申し上げたように、そういうアンケートでありますとか回覧をしていただいて吸い上げるということ、また自治会長に、それぞれの自治会での声を聞いていただいて吸い上げるということも、私は必要なことだと思いますので、ぜひこのデマンドということを検討していただきたい。これは何回も申し上げますが、本当に、デマンドのこのぐるぐるバスは走っちゅうけど、あれには乗れんと、乗りたいけど利用できんという本当に困った声を何人も聞きました。それをそのままに、やっぱりしておけないので、ぜひ検討していただきたいと思います。

この町民の方からいただいているその、なかなか利用しづらいという多いものの1つが、このバスの利便性、例えば病院へ行く足として利用したいけども、この病院へ行く日時とバスの運行日が合わない。週に1回ですから。基本的に各地区週1回でありますから、その曜日に予定が合わなければ利用しづらいということであります。買い物等の利用であれば合わせることは可能であると思いますが、しかし、病院での利用の場合はそうはいかない。そういった点から見ましても、先ほど申し上げておりますこのデマンドは私は必要だと思います。

ただ、今の現状の中で、できる工夫があれば、できるだけ探してそれもしていく必要があると思います。実は、私の地元の方から相談を受けまして、私の地元の上伏尾の自治会には、ぐるぐるバスの停留所がございます。その停留所の標識といいますかバス停のそれに、その方がつくった時刻表をそれへ設置したいので、役場に話をしてもらいたいというものでした。

その時刻表というのは、斗賀野駅発着の曜日と時間を、ぐるぐるバスのこの全コースの時刻表からその方がこまめに拾い上げたものでして、それが、これ、小さいから見えないでしょうけど、これなんですけど。これを今つくっていただきました。私も、その方から聞いて初めて気がつきましたが、斗賀野線というのは週1回だけなんですけど、斗賀野駅まで行けば、月曜から金曜まで毎日、佐川駅、役場そして高北病院まで行ける便が運行されております。

ですから、これを使えば、斗賀野駅まで行ける人であれば、例えば近所の人に斗賀野駅まで積んで行ってもらおうとか、そういうことができる人であれば、病院等の利用も今よりかはもう少し利用しやすい。このことは気がついてない方も多くおられるのではないかというふうに思っております。

早速、担当職員の方にお話しをして、許可をもらって、今、伏尾という地元の、私の地元の停留所には、この時刻表、もう少し大きくして、裏に版をつけて張らせていただいております。ただ、このことで感じたのは、せっかくこういうコースができて。それをやっぱり利用しない、それを利用せずに、また町民の方に情報が発信できてないというのは非常にもったいない。担当職員の方には、この時刻表を渡してコピーをしていただいて、斗賀野地域の各停留所にこの時刻表を掲示をしてもらいたいという要望も伝えてあります。

同時に、斗賀野以外のほかの地区でも、こういったものがもしあるのであれば、調べていただいて、ぜひ利便性が上がるような工夫してもらいたいということも伝えております。

少し、厳しい言い方をすれば、先ほどから言ってるように、さまざまな声があるわけで、利用しづらい部分もある。それを少しでも利用してもらいたい、利用しやすいこのバスに育てたいという思いを、もう一段深くしていただいて、こういう手だてを役場から発信をしていただけるようになっていただきたいなあというふうに思っておりますが、この斗賀野地域全地区への掲示も含めて、今の点についてお考えをお聞きをしたいと思えます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このバスの時刻表といいますか、これがなかなか複雑になっております。特に、先ほどおっしゃいました斗賀野につきましては、確かに斗賀野駅はですね、月曜から金曜まで何かの路線が入っていくということで、ある意味ほかの地域と比べると、

かなり利便性がもともと高い。ただそれがですね、住民の方々にうまく伝わってないということが確かにあると思います。

各停留所に構えているその時刻表のつくり方もですね、非常に、担当のほうも悩んでおりますが、そういった提案、今いただいたようなですね、ものも含めまして、バスの停留所だけではありませんけれども、広報の仕方であるとかいろんなこと、工夫をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

私の地元の方がつくられた、つくっていただいて、この時刻表のこの下には、「斗賀野駅まで行けば、ぐるぐるバスは上記の時刻表のように毎日運行されております」という、私はいただいて、本当にここまで全部のコースを拾っていただいて、つくっていただいたことに本当にありがたい思いでありました。そういう思いに職員の方でも業務で忙しでしようけども、こういうことを発信を、ぜひできるようにしていただきたいと思います。

最後にもう 1 点。先日、黒岩地区で一人暮らしをされている高齢者の方の息子さんから相談を受けまして、実証運行で走っていた路線が本格運行の時点で走らなくなりがっかりしていると。その方は山本地区の方であります。近所の方、4 人か 5 人ぐらいおられる、時折利用されていた 80 歳を超えておられる方なのですが、現在はそのバスが原まで、黒岩観光になったと思うんですが、来なくなり、乗れなくなっているので何とかならないでしょうかというものでした。

これについては、町広報を見ていると、ちょうど 11 月号ですかね、このことのちょうどこの声が掲載されてましたので、今の時点で運行を見合わせた理由がわかりましたが。実証運行で走っているので非常に期待をされてる、また乗られていた方は続けて乗りたいというのが非常に強い。また高齢者の方で一人暮らしの方が何人かおられる。足としたらこれを非常に利用したいということでもあります。その思いは十分理解できますので、ぜひ、その道が狭くて今の車では、黒岩観光のバスでは、ということなんではないかなと思いますが、ぜひ、さまざまな検討をお願いをしたいと思いますが、今後の対応についてお考えをお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この黒岩の山本・楠原線と、実証運行、試験

運行のときは言ってます、やはりですね、その広報にも載せてありますけれども、道が狭隘であるとかいうことの危険性も踏まえて、10月16日からは本格運行は見合わせるという形にとっております。

黒岩地区で行われました住民説明会、意見交換会の折でもですね、この話は出ております。私たちも重々承知をしております。ほかの、各地区におきましてですね、路線のこの見直し等々につきましては、さまざまな意見が9月の段階からでもあっておりますので、そういうことも含めて、佐川町内の各地区に、どういうふうに路線を入れていくかということについては、スタートを切ったばかりでありますけれども、見直しをですね、できる範囲で行っていきながら、本当にできるだけ多くの方が利用できるような路線の配置にしていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、検討していただいて、利用したい人が利用できるように、デマンドも含めて。今、紹介したお話なんかは、やっぱり実証運行で入ってきていただいて乗っていたら、やっぱり引き続き乗りたい、それが乗れなくなるというのは、やっぱり寂しい話ですし、高齢者の足としてはなくなるということですので、ぜひ、なかなか課題が多い部分もあるかもわかりませんが、ぜひ検討していただいて、答えをしっかりと出していただきたいというに思いますので、お願いをいたします。

それでは、これについては以上にさせていただいて、最後の質問に移ります。

学校部活動の激励費といいますか、補助金といいますか、この点についてお伺いをします。

これにつきましては、9月定例会におきまして、今橋議員より質問が行われておりますが、その際、検討していくという前向きな御答弁がございましたので、再度、どういった内容になるのかという確認の意味も含めてお伺いをしたいと思います。

ことしの8月に行われました全国中学校ソフトボール大会、尾川・黒岩中学校の合同チームが、見事全国優勝を果たし、我々町民にも大きな喜びを届けてくださいました。この全国優勝は、選手を初め指導された監督そしてそれを支えた保護者の方、また地域のボランティアの方、数多くの方の総力で勝ち得たものだというふうに

思います。今回の快挙も含めて、佐川町を代表して大きな大会で結果を残していただけることは、文教のまち佐川町にとっても大きな名誉であり、誇りとなります。

その意味からも行政としてできる限りの支援を行っていくことも必要なことだと思っております。大きな大会に出場すれば、それだけ保護者の方の負担も大きくなってまいります。ある自治体では、今、佐川町では仁淀川町を参考にして検討されているところを聞きましたが、私がお聞きしたあるところでは、わかりやすく言うと、この地域に当てはめると、四国大会、いわゆるそういう地方大会に出場する場合は、例えば個人競技で1人につき1万円。団体競技の場合は20万円。全国大会になれば1人2万円。最大で、団体であれば40万円というようなことも実施をしておられるところがございます。

それは補助金という名目から激励費という名目に変えて今実施しているということもお聞きをしました。事前に、職員の方からお伺いをしましたが、年度に向けてこの補助金の交付要綱の改正に取りかかっておられるということでしたので、どういった内容に改正をされるのか、お伺いをしたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。9月議会でも今橋議員のほうから御質問がありました激励費につきましては、現在、佐川町におきましては、佐川町立中学校部活動にかかる大会等派遣補助金交付要綱に基づきまして、開催地に応じまして助成をさせていただいております。

その中で、その要綱の内容につきましては、現在佐川町は団体は5万円ということで北海道、東北、そして関東から沖縄の間が3万円。そして四国は1万円となっておりまして、個人は2万円、それが北海道、東北。関東から沖縄が1万円の定額の助成をしております。

先ほど、議員も言われましたとおり、尾川中学校と黒岩中学校のソフトボール部が全国大会におきまして優勝というすばらしい成果を上げております。そしてですね、同じく準優勝、第2位がですね吾川中学校、池川中学校連合チームとなっております。

その中でですね尾川中学校、黒岩中学校のソフトボール部におきましても、なかなか新チームはですね、部員の減少によりまして成

り立たないということになっておりまして、現在、池川中、仁淀中学校と連合のチームを編成しまして部活動を行っている状況でございます。

そしてこの激励費につきましては、一定、仁淀川町の助成の額にですね、準拠させていただきまして検討を進めております。その内容につきましては、仁淀川町とも連携というか協議、話をしまして、改定の予定は仁淀川町のほうもないということですので、もちろん、優勝、準優勝のチームがですね、連合チームを編成しておりますので、また可能性が大いにあるかと思います。四国大会、全国大会へ行くチャンスがあると思いますので、一定、仁淀川町の基準に合わせて、改正を進めておるところでございます。

その内容につきましてはですね、四国大会以上の出場につきまして、交通費全額と宿泊費1人につき1泊1万円を上限として助成を仁淀川町しておりますので、同様の内容で、補助金の交付要項の改正を必要な予算額を来年度、30年度に向けて要求していきたいと考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

そうしましたら、交通費は実費で全額、それから宿泊費を1人といえますか、1日1万円ということですね。今までよりははるかに改善をされた内容だというふうに思いますので、保護者の方喜ばれるというふうに思います。

もう1点、お伺いをしたいと思います。先ほど、もう1点、2点になりますか。主にこの部活動ですから、これは非常に、今はソフトボールのことが話題出てますが、ソフトボール以外の、スポーツ以外の部活動もあると思いますが、それも同じく準拠して行われるということだと思いますが、その確認をひとつしたいと思います。

それともう1点は、本町において、そういった主に例えばスポーツ活動、行っているというのは部活動だけではありません。少年野球やサッカーといったものも、いくつものそういう団体、個人等が活動を行っていただけてます。今回、この学校の部活への補助金を見直すという機会に、こういった部活ではないところで頑張っておられる団体、個人にも、四国大会、全国大会というところについては、同じようにこの激励費を支給するということを検討してみてもどうかというふうに思っております。

事前にお話をお聞きをしましたところでは、現在はそういった団

体への、直接、町からそういった補助金は出ていないということをお伺いをしました。しかし、部活動であれ任意のそういう団体であれ、懸命にスポーツに取り組む同じ本町の子供たちでございます。佐川町の名を背負い全国大会での活躍となれば、我々町民にとっては大きな誇りとなります。そういった意味からも、ぜひ、同じ基準で、激励費の交付を検討していただきたいと思います。

しょっちゅうあれば、逆にありがたいことですが、そんなに、四国大会、全国大会に負担がかかるほどたくさん出場する、毎月出場するということは、通常ではないわけで、そんなに負担はかからないと思います。

どういった団体、どういった部分でという線引き、ルールづくりは当然必要になると思いますが、私も以前から、例えばサッカーに入っている子供さんの御家庭から、いろんな御相談も受けます。日常的に、いろんな負担を保護者の方はされておられる。せめて、その実が熟して結果が出て、大きな大会へ出たときには、町としても頑張った激励をするという意味で、部活動と同じように、そういったものを支給をするということも、ぜひ、検討をしていただきたいというふうにと思いますが、この点についてお伺いをしたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。まずスポーツ以外の中学校の部活動につきましては、文化部、吹奏楽部とかもですね、なかなか熱心に行われておりまして、いろいろ文化部のほうもありますので、そちらの部のほうにも対応できるような要綱に改正をしていきたいと考えております。

それと、中学校の部活動以外ですね、少年のチームでありますとか、そういったことに対しましてはですね、中学校の部活動以外、スポーツ少年チームに対する助成についてはですね、中学校の部活動は学校教育活動の一環として行われているものに対しまして、スポーツ少年チームはですね、地域のクラブ活動として行われているものでありますので、全国大会への出場に対する助成につきましては考えてはおりません。

なお、スポーツ少年チームの活動につきましては、佐川町の体育会の登録団体に限りまして、年間の育成費、佐川町体育会からの補助金として、育成費としましてですね、例えば少年サッカーチーム

には4万円の助成をさせていただいて、その中で活動をしていただいているというような状況です。

あと、それとももちろんその激励費といいますか、年間、佐川町体育会ですね、総会において、年間、素晴らしい成績をおさめた団体、個人につきましては、体育会のほうから優秀賞としてですね、表彰と賞金といいますか、そういった形でさせていただいているのが現状でございます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

現状がそうなので、ここで質問をして提案をしているわけですので、ぜひ、聞いていただきたいと思います。本町は文教のまちでもございますし、スポーツも、これは文化の1つだというふうに思っております。その意味からいっても、そのスポーツに一生懸命に取り組んでいる子供たちは、我が文教のまちの誇りであり、それは、さまざまな、行政の方からいえば線引きがあるかもわかりませんが、部活動である、また学校のそういう行事ではないクラブ活動だと、そういうことは、私は本質的な部分で見ると、関係はないのではないかと思います。

子育てしやすいまちという宣言も予定をされている本町でございます。であるならば、そういったさまざまな可能性を秘めた子供たち、それに懸命に取り組んでいる子供さん、家庭、そういったことを支援をしていくということも、ある意味から見れば、子育てしやすいまちにもなるというふうに思っております。

今、現状行っていないからこそ、我々議員は、この場で質問をし、そのルールを正し提案をしているわけで、この少年サッカー、例えばいろんな、野球に関しても、保護者の方は本当にいろんな負担を抱えておられる。そういう子供たちが頑張って、例えば全国大会に、佐川町という冠をついた団体が行ったときには、成績をおさめたときには、我々町民としては非常に喜ばしい、誇りに思うわけで、そういう、体育会からのということではなくて、そういう大きな結果が出たときには、町から直接そういう激励を支給するということは、一度は検討していただきたいと思います。町長も含めて答弁いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。きょうは、町民の皆さんも大勢傍聴にいただいておりますので、町長として大変難しい問題ではありま

すけども、答弁をさせていただきたいと思います。

町のお金、税金というのはですね、実は町の、役場のものではなくて、住民の皆さんからいただいた税金であります。例えば、町の単独の税金を何かのために、何かの目的のために使うということは、税金を払っている町民の皆さんが納得をして、そのことだったら出してもいいんじゃないかと思われることに対して、やはり公平に、税金として支出をしていくということが求められてきます。今は、スポーツの話でありましたが、例えば、広く町内の子供たちに平等にということであれば、例えばピアノを一生懸命なっている町民の子供がいてですね、ピアノで全国大会に行きますとか、何とかなコンクールに行きます、これはもう世界的なものですとか日本の最高峰のコンクールに行きますというときに、じゃあその子が全国のそういう大会に行くとなったときに、同じように税金から補助をしてあげるんですかということにもなります。

先ほどのコミュニティーバス、地域公共交通、デマンドタクシーとかですね、デマンドバスというのも大変難しいことになります。例えば住民の皆さんが、そのことであれば、これは広く町民にとって公平に必要なことなんだから、じゃあみんなで税金出しましょうと、例えば住民税にですね、500 円上乗せをして払ってもいい、それを財源としてそのサービスをしてあげましょうということを、町民の皆さんが合意をしていただければ、行政として、サービスとして提供することはできるようになります。

税金というのは、実は限りなく無尽蔵にあるわけではありません。限られた税金の中で、いかに、どういうふうに、広く皆さんに公平で効率よくお金を使っていくかっていうことが求められております。

ただ、松浦議員のおっしゃるようにですね、一生懸命頑張っている子供たちを応援したい、それは、行政も同じ立場ではあります。ただ、いくらでもお金があるわけではありません。こういう課題に関してはですね、広く住民の皆さんに投げかけをして「ああ、ええんじゃない」ということであれば、じゃあ例えば住民税に 200 円上乗せしてみんなで払うよと、だからこのことに関してぜひやってくれというふうなそういう声が上がればですね、役場としても気持ちよく、行政として対応できるんじゃないかなあというふうに思っております。この税とサービスというのは本当に難しいことになりま

す。難しい視点であります。

国は、いろいろな行政サービス、医療、社会保障も含めてですね、さまざまなサービスを提供しております。ただ、国は借金だらけですね、普通の家の家庭で考えると、とても回らないような、今後どういうふうに財政再建をしていくのかと、厳しいところにも置かれております。

そういう意味で、行政のサービス、幅広く、何か税金で行うサービスっていうのは、実は、役場と住民の皆さんが一体となって、1つになって考えなければいけないという要素もありますよということを、大変申しわけない私の意見ではありますけども、そういう視点もあるんですよということを住民の皆さんにも広くお話しをさせていただいて、きょう松浦議員からお話しのあったことに関しては、広く、佐川町の子供たちに、公平にですね、どうすればいいのかっていうことを改めてみんなで考えていきたいなあと。その上で議会の皆さん、議員の皆さんに御提示、投げかけをさせていただきたいと、そのように思っております。

サービスは、やればやれるほど、皆さんに満足していただけるということは、よくよくわかっておりますが、限られた財源の中で、税金の中で、何を取捨選択をして行政として行っていくかと、この視点がとても大切になりますので、バランスよくですね、住民の皆さんがより幸せに暮らすことができる、そんな佐川町を、皆さんのお知恵もお借りしながらしっかりつくっていきたいと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、提案をしたこのことは、そんなに多く予算がかかることではありませんし、このことだけを突出してやってくださいということではなくて、部活動をそういう見直しをするこの機会に、検討していただければということであります。

町長が言われるように、町民の皆さんが賛同していただけるなら、じゃあそれに税に足して、町民の皆さんが賛同していただけることに税を使うということになると、今、多く行っている事業の中で、そんなことやってくれとは言っていないということはたくさん町民の方もおられると思います。

ですから、町長が言われたそのお話のルール、私は、少し違うのかなと。例えば先ほど言いました自伐型林業、多くの方から声があ

ります。あんなことやってくれとは言っていないと、そんなことに税金を使ってくれるなという方もおられると思います、たくさん。だけど、町として、町長として、役場として、これは町のために必要だと判断をしたからこそ税金を投入しているわけで、私が言っているのは、そういう子供たち、部活動を、たまたま部活動でやっている、たまたまこっちは部活動ではない、だけど、佐川町の子供として一生懸命スポーツに取り組んでいる。やっとな結果が出た。そのことに対して町として、応援をする、そういう体制は考えられませんかという提案なので、私からすると、町長には何か似合わない、今のはちょっと、これをできませんよというためにつけた理屈づくりにしか聞こえないんですけども。

必要とされている方に必要な支援ということでもありますから、余りそういう突飛な、皆さんが賛同してくれるなら税金に 200 円足すとか、200 円出すかということは、私は、言わないほうがいいのではないかなというふうに思います。

広くお声を聞いてということでしたから、ぜひ、検討をしていただきたいというふうに思います。先ほどもちらっと言いましたが、どう考えてもそんなことできるかということは、これできないと言っていていただいて構いませんが、検討に値することは、町民の負託を受けてこの場で立っている議員の発言には、一度持ち帰ってしっかり検討していただきたいと思いますので、そのことを強く申し上げまして、今、札がきましたからもう終わります。これで、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 58 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5 番、坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

おはようございます。5 番議員の坂本です。どうぞよろしくお願

いします。選挙が終わり、私は議員として２期目に入りました。佐川町の子供たちの未来が明るくなるよう、そして困難を抱えている人が佐川町に住んでよかったと思える町にしていくため、私も町民の皆さんの声を届け、よりよい佐川町になりますよう精一杯やっていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

では、最初の質問に入ります。保育料の軽減についてお話しします。若者の貧困、子どもの貧困が言われてもう何年にもなります。その傾向は、相変わらず続いており、経済力による教育の格差が大きな問題となっています。親の経済力の格差を子どもが引き継がないようにするためには、まず教育が大切です。そして教育のみでなく、子育てしやすい町にしていくことが喫緊の課題であると考えます。

子どもを貧困に追いやっているのは、政治の貧しさのあらわれです。先日、兵庫県明石市の記事が高知新聞に出ていました。ここは、子どもを核としたまちづくりをしています。全ての子どもに対し、行政と地域がみんなで応援するというコンセプトです。行政の政策で予算を何に振り分けるかは選択と集中と言われますが、同紙では子どもについてはあれかこれかではなく、あれもこれもという視点で取り組んでいます。

明石市は、子どもの施策に予算を投じ、結果として人口は増加に転じ、生まれる赤ちゃんが増え税収も上がったと書かれていました。また、尾崎高知県知事も教育に力を入れ、貧困の連鎖をさせない県をつくっていくと述べられています。

佐川町でも子育てしやすいまちづくりが総合計画でも打ち出されています。町長も、今議会の冒頭の行政報告で、子育てしやすい町宣言を行い、これまで以上に子育て支援施策を実施してまいりますと述べられました。

総合計画をつくるにとった町民アンケートでは、町が今後 10 年間で力を入れるべきポイントとして、雇用の促進・確保、若者の定住対策が群を抜いて高く、ともに 6 割を超える人が、若者が住み働き続けられる地域づくりを望んでいます。

別の方向からも考えてみます。できるだけ人口減を食い止めたい。しかし、高知県の特出生率は平成 25 年度で 1.47 です。人口維持をするために必要とされている 2.08 まではまだまだ遠い存在です。

今、佐川町も子育てしやすい町を目指しています。佐川町の保育料は数年前から軽減され、子供が何人いても 1 人分の保育料でよく

なりました。一步前進したのは事実です。しかしまだ十分とは言えません。出生率2を目指すのであれば、2人目の保育料を無料にしていく必要があります。3人目は既に無料になっています。2人以上を産んでくれる御夫婦に感謝し、その子育てを町全体で支援していくことは、アンケートの回答でもわかるように、住民みんなの願いでもあります。

ここで、県下の状況をお聞きします。県内での保育料の軽減状況をお聞きします。県下で保育料を完全無料化している市町村、第2子を無料化、半減している市町村はどれくらいあるのでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えします。保育料の軽減について、県内の保育料軽減状況についてということですが、県内です、完全無料を実施しているところは6町村です。東洋町、安田町、北川村、馬路村、大川村、梶原町となっています。無条件で第2子無料というところが、先ほどの6町村を除いて3町村となっております。奈半利町、田野町、土佐町です。18歳未満の兄弟姉妹がいるですね第2子無料のところは1市、須崎市となっております。同時入所、第2子無料は6市町村となっております。高知市、室戸市、宿毛市、佐川町、越知町、日高村です。以上が県内の軽減状況です。

5番（坂本玲子君）

課長の報告では、第2子に限って言いますと、既に完全無料化が10市町村。約3割となっております。何らかの条件つきでの軽減市町村は、23市町村、約7割。同時入所の条件なしで半額にしている市町村は7市町村です。多くの市町村では、ここ数年でぐっと子育てしやすくなってきています。佐川町でも、宣言を出す以上もう一步進める必要があるのではないのでしょうか。

ところで、国や県の施策、最近大きく変わってきていると思いますが、どうなっていますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

国の制度ですが、28年度から年収360万未満相当の世帯、これ町民税のですね所得割額に直すと、7万7,100円程になりますが、この世帯についてですね、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、上からですね第2子が半額、第3子以降を無料としています。それから29年度はですね、市町村民税、非課税で構成する世帯の第2子以降が無

料化されております。また、年収 360 万未満相当世帯の一人親世帯等について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子以降の無料化を行ってます。

またですね、12 月の 8 日にですね閣議決定がありまして、今後ですね 3 歳から 5 歳児について保育料原則無料にするということで決定されたようです。早くはですね、5 歳児は 2019 年 4 月からスタートするというような記事が出ておりました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

国の施策で第 2 子の軽減世帯が多くなり、佐川町でも約半分の御家庭が同時入所でなくても半額になっています。ところで、2 人目の子供の保育料を無償化するための財源はどれくらい必要なのか、また全ての子供の保育料無償化のためにはどれくらいの財源が必要でしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

全てというちょっと数字は持ってないんですが。階層区分の D 3 までということでまずよろしいでしょうか。

まず、D 3 までの階層で言いますと、B からですね D 3 の階層の方がですね 181 名います。このうちですね、国の制度とか県の制度、それから町の制度によります無償の方がですね、95 名います。残りの方がですね、今、保育料払っているんですが、その方は 86 人になります。その中でですね、第 2 子の方が 17 人います。ここは半額になっていますので、これをですね無償化ということになると、半額を負担するようになりますが、半額を負担するとですね 138 万円になります。それからですね、第 1 子のほうで軽減対象外の第 1 子の方が 69 名になります。ここ全てですね無償化ということになるとですね、年間が 1,264 万円になります。合計で、D 3 の第 2 子までをですね完全無料化するとですね、1,402 万円になります。

なお、完全にですね全ての方をですね無料化ということにすると、これは B からですね D の 10 までになりますが、そうすると年間がですね、1 億 5,547 万 9 千円という数字になります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。国の施策でですね、現在、年収 360 万円未満相当、税金で 7 万 7,100 円ですかね、は、同時入所でなくても半額になったとお聞きしました。佐川町では、その年収 360 万円未満相当の御家庭の割合はどれくらいか。それはどの階層に当てはま

るかをお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

360 万未満の世帯数、全体の世帯がですね、332 世帯あるうちのですね、該当するところは144世帯で、全体のですね43%になります。なおですね、この360万相当はですね、階層区分で言うと約、必ずということではないですが、Dの3あたりになるということになります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

先の議会です、小中学生の就学援助を必要としている所得が低く生活が厳しい家庭が、約半分あるだろうという教育長の答弁がありました。就学援助を受ける対象というのは、その所得が生活保護基準とほぼ同等、あるいはそれ以下ということです。ところが今の国基準では、町民税非課税家庭すなわちB階層に限られています。

例えば、先ほど課長が言われましたように、D3階層の御家庭は、月額2万円以上の保育料がかかり、まさに就学援助を受ける御家庭なのに保育料を払わなければなりません。出費がかさみ本当に生活保護以下の生活を強いられることになります。

保育料の軽減というのは、住民の切なる要望であります。多くの町民も若者が定住できる町を望んでいます。10の自治体では既に実施されている第2子の保育料無償化あるいは全ての子供の保育料完全無償化はできないでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

無償化についてはですね、今現在の中ではですね、健康福祉課としては今ちょっとそこまでは議論というか話はされていません。D3までですね軽減するということになればですね、先ほど言ったようにですね、1,400万とかいう金額になりますので、これについてはですね、今後ですね、国、県の動向また県内の市町村、先ほど言いましたけれど近隣町村のですね状況をみながらですね、やはり慎重に考えていきたいというには考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に全額一気にいくことが難しいのでありましたら、せめて例えばD3階層までの第1子からの完全無償化あるいはD3までの第2子の無償化について検討いただきたいと思います。

政府は、人づくり革命で幼児教育無償化を打ち出しています。3歳児から5歳児までの幼児教育無償化というのが閣議決定されま

した。またゼロないし2歳児でも住民税非課税世帯は無償化するという方向の報道もありました。子育てをしやすくし、子供の出生率を上げることは国家的な課題です。保育料軽減という住民の切なる願いを自治体が受け入れ、国の政策の遅れを各自治体でカバーし改善をしていった結果、国がようやく重い腰を上げたということがこの流れにつながっているのではないのでしょうか。本当に佐川町でも、第2子のみなら138万円、D3までに限って言いますとその程度でできると。完全無償化なら1,200万～1,400万ぐらい、いうことですので、ぜひ佐川町でも保育料の軽減という先進的な取り組みをして、国の施策の後押しをしていただきたいし、子育てしやすい町の宣言を出すのであれば、ぜひ思い切った改革をしていただきたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

次には、これも子育てに関連することではありますが、国保税に関してお聞きします。

6月議会で国保に関する基本的なことをお伺いしました。国保は互助制度ではなく社会保障制度であるという認識を示されました。またその課税方式は4方式ではなく3方式に移行していくほうが望ましいとの発言もありました。そういう認識でよろしいでしょうか。

町民課長（和田強君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。そのように認識しておりまして、今後の国保税の改正におきましても、そういう方向で検討をしております。以上です。

5番（坂本玲子君）

前回の質問のときに、実質的に生活保護基準以下になっている世帯、いわゆる境界層の方々への施策はお聞きしました。国も通達を出しています。平成22年9月13日厚労省から出された通達で、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取り扱いについての一部改正についての文書の中で、入院した場合、所得が生活保護世帯以下の世帯で、預貯金が生活保護の3カ月以内の世帯は負担の減免ができ、その費用は減免額の2分の1、特別調整交付金で国が保障することになっています。この制度を佐川町では実施しているが、利用者がないとの返答でした。保険証をお渡しするとき、あるいは高額医療の限度額認定証を交付するときなど、

あらゆる場面でお知らせし、住民の方が安心して治療を受けられるようにしていただきたいと願っています。その後、どのような手段をもって周知徹底してきたか、今後どのように対処するつもりなのかお聞きします。

町民課長（和田強君）

先ほどの御質問に対しまして、本制度につきましては平成 23 年の 3 月 4 日以降事務取扱要綱を定めて運用しておりますが、議員がおっしゃられたとおり現時点では対象世帯はいらっしゃっておりません。確かに周知が行き届いてなかった部分というのはあるかと思いますので、先ほど御提案があったように保険証発行の 4 月とか、あと入院の前に限度額認定証の交付手続の際等にですね、周知徹底を図りたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。よく、住民のためによろしく願いしたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくりの観点で質問をします。

政府は未就学児の医療費軽減に対し、今までペナルティをかけていましたが、それを撤廃するという意向を示しています。その撤廃により佐川町が出している法定外繰り入れが少し少なくなると思うのですが、大体それはどの程度減少するのでしょうか。

町民課長（和田強君）

お答えします。細かい金額についてはちょっと覚えてないのですが、就学前の子供さんに対しての減額がなくなることになりまして、それに対する一般会計からの繰入金で 60 万円程度だったというに記憶しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ところで、佐川町の国民健康保険に加入している 18 歳未満の子供の数は何人でしょうか。またそのために必要な均等割額はいくらになるか教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えします。まず 18 歳未満、高校生までのお子さんですが、11 月現在で 257 名いらっしゃいます。その方々にかかっております均等割の賦課額が約 580 万円ということになっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

できることなら、子供の均等割を子育て支援の観点から町が支援

して無料にしていだきたい。このペナルティーもなくなることで
すし、そういう方向で、今出しているお金を有効に使うというふう
に願っていますが、それについてはいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

子供の均等割の廃止または軽減につきましては、軽減しその補填
を一般会計等から繰り入れを行うということになった場合は、これ
は法定外繰り入れということになります。

平成 30 年度からの高知県の国保運営方針におきましても、市町
村国保における財政運営は特別会計において収支の均衡が重要で
あり、決算補填等目的の法定外繰り入れ、繰り上げ充用の増加は解
消、削減すべきものというふうになっておりますので、一般会計か
らの法定外繰り入れを増やすような方向での繰り入れはできない
ものと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

国もですね、法定外繰り入れを最初は認めない方向でしたが、そ
れはいたし方ないだろうという新聞記事もありました。完全に無料
化するのは難しくても、例えば均等割を半額にするというやり方も
あります。子供の均等割を半額にすると、大体どれくらいの費用が
必要でしょうか。

町民課長（和田強君）

半額にするということは、現在 2 割軽減と軽減のない世帯の子供
さんの分を半額にするということになるんですが、それに必要な費
用は約 190 万円ということになります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今、子育てをしている方で、健保の加入者は均等割はありません。
所得に応じて支払うだけで、子供や扶養者が何人いても同じ率です。
国保だけが子供がたくさんいるほど負担が増える形になっていま
す。そういう形についてはどのようにお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

確かに、国保のほうにつきましては、均等割が子供さんに対しても
必要な形にはなっておるんですが、国保のほうは世帯全体に賦課
をするような形になっておりまして、その分で賦課方式として均等
割っていうのが入ってきております。後期高齢者医療保険と介護保
険につきましても、一人当たりの保険、均等割に相当する部分とい
うのは現在でもある形になっておりますので、協会健保いわゆる被

用者保険との仕組みは若干違うところはあるんですが、制度に基づいた負担を求めているわけですので、ここについてこれはおかしいとかそういうようなことを私が言う立場にはないと思います。

ちなみに、世帯の数に応じて保険料を軽減するという制度がございますので、一律5人おるから5人分が丸かかるという世帯ばかりではないということを申し添えておきます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、税法上仕方がないというふうなことであると思いますが、子育てしやすいまちづくりを目指すならば、こういうところにもぜひ目を届かしていただきたい。まして佐川は林業や農業で生活できる町を目指しています。そういう方々はほとんどが国保に加入をせざるを得ないと思います。佐川町の子供を育てている御家庭の半分以上が厳しい状況にあることは先の質問で言ったとおりです。一般のサラリーマンであれば、負担しなくて済む分まで高率の税がかかるのです。国保の高い税率はその加入者の隔たりで構造的な問題があることは町長や課長も認識しているところです。その不公平さ、子育て中の若者の大変さを理解し、町単独で施策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

私も、子育て中で農業を営んでいる方から国保の支払いが大変だという話を聞きました。その御家庭は子供がたくさんいて均等割分が多いのです。もう悲鳴に近い声でした。国保会計でやってくれと言っているわけではありません。先ほど松浦議員も言いましたとおり町の施策として本当に必要かどうかをしっかりと考えて町の支援策の一部としてやっていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきありがとうございます。町の施策として軽減措置制度を導入するということは考えておりません。法定外の一般会計からの繰り入れっていうのは、基本的にはしてはいけないということになっております。

来年度から、当面、国保会計の運営が厳しい自治体にまで法定外繰り入れはだめですということは、余りにも厳しいだろうという声もあってですね、少しいたし方がない部分もあるかなという声は出ているというふうには認識はしておりますが、原理原則、国保会計は来年度から法定外繰り入れを入れないという形での運営をしっか

りとしていきたいなというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

法定外繰り入れを全然入れないというふうな方針は出してない、例えば先ほど言いましたペナルティー分、これについては町の施策としてやっていくので当然町が出すべきものだろうということで今までも入れておりましたし、これからも入れていくことと思いますので、そういう町の施策以外の法定外繰り入れは入れないということだと思います。

来年度から国保が県で一元化されます。単独事業によるペナルティーは子供だけでなく障害者や一人親の分もありますので、佐川町では約 1 千万の町単独事業による法定外繰り入れを行っています。しかし、来年度から県下統一されるということで、障害者に対する施策は県の施策であります。このペナルティー分、約 800 万円ぐらいあると思いますが、県が支出すべきものじゃないかなと私は考えておりますが、その点についてどんなお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

おっしゃるとおり心身障害者等に係る医療費の一部負担金の公費負担については、県から補助事業として県の補助を受けて公費負担をされております。

ですが、やはりこの県の国保運営方針の中でですね、県も国保の特別会計というのをつくることになるんですけど、こちらの財政運営についても市町村に交付する保険給付費等交付金は、国庫負担金や県繰入金、市町村からの事業費納付金等で賄うことによって収支が均等することが重要となっており、市町村と同じで法定外繰り入れを認めるということはないものと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういう方針ではあっても、しかし、県の施策であるので、要求をすることは可能ではないかと。私がなぜその分を言うかというと、そういう、今、佐川町が出しているそういう部分で、佐川町の財政にゆとりが生まれると。そういうゆとりを、ぜひ子育て世帯に、町の施策でやる事業として均等割を、子供の均等割を無料にする、あるいは半額にするという方向に出していただきたいというお願いでございます。それについて、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

県への要望につきましてですが、この国保会計の一般会計からの繰入金を補填しているのが全部の市町村ではないということもあります。そういうこともあるんですが、議員のおっしゃるような意見があるというのもお聞きしましたので、今後町のほうでこれを県のほうに正式に要望として上げるかどうかについては、事務局のほうで検討させていただきたいと思いますので、この場で即答はちょっと、御遠慮いただきたいと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひ検討をしていただきたいと思います。

3 問目に移ります。障害者認定について、です。ここ何回かの議会の中で、要介護認定をされた方の障害者認定についてお伺いしました。29 年 3 月議会で、健康福祉課長は、要介護者の障害者認定で、他の市町村の動向を見るに、要介護 1 以上を対象としているところが実質的には多いと確認できましたので、来年の確定申告に向けて見直しをすると発言されました。もう 12 月ですので、約束の時期です。どのようになっているかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

介護保険の要介護者の障害者認定について、坂本玲子議員がおっしゃったように、3 月議会及び 6 月議会で御質問いただき、引き続きの質問という中で、今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

現在、佐川町の障害認定は、要介護 3 以上の方を障害者控除の対象としてきましたが、本年末の 12 月 31 日の基準日より、要介護 1 以上の方で、厚生労働省が定める基準に該当する方を新たに障害者の認定ということで対象にします。

この厚労省がですね定める基準というのは障害高齢者の日常生活自立や認知症高齢者の日常生活自立等で、ランクにより対象とします。なおですね、このランクの判定につきましては、主治医などが行うようになっております。要介護 1 ～ 3 で、普通障害という場合はですね、障害者と高齢者の日常生活自立度がランク A 以上または認知症高齢者の日常生活自立度がランク 2 以上の方を普通障害とします。

なお、要介護 3 の方についてはですね、より重度の方についてはですね、特別障害ということにします。要介護 4、5 の方についてはですね、厚労省の基準に関係なく特別障害ということで認定する

ようにしています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

要介護 1 以上になったときに障害者認定が受けられる可能性があるということを、全員にお知らせして、その中で審査するというのでしょうか。それともその認定するときの状況を把握して、職員あるいはお医者さんが判断をしてお知らせするようにするのでしょうか。どちらですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

要介護の認定を受ける前にですね申請書をまず出していただいて、その申請書にはですね、まず添付書類として調査員が調査に行きます。それと別にですね、主治医の意見書っていうのが出てきます。どちらの項目にもですね、先ほど言いました自立度ですね、が出てきますので、改めてですね、何か行くところじゃなしにですね、今回基準日を過ぎて、12 月の 31 日が基準日になりますが、過ぎてからですね、申請をしていただくことによってですね、そのランク以上になればですね無条件で、ランクに入っているということで認定ということになります。

5 番（坂本玲子君）

障害者認定を受けると、こういった所得税控除が受けられるかという説明もありますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

ちょっと税務課でないので、詳しくっていうのもあれなんです、住民税のほうにおきましては、控除はですね、普通障害の場合は 26 万です。特別障害の場合は 30 万になります。これは住民税のほうです。所得税のほうの普通控除のほうは 27 万円です。特別控除のほうは 45 万円です。

あと特定高齢者、ちょっと名前、正式名ちょっとあれなんです。高齢者の場合になってはですね、住民税は、特別の場合は 52 万、所得税のほうは 75 万ということになってきます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そういう控除が受けられるっていうふうなこともお知らせをして、丁寧な説明をすることによって、障害者認定を受けようかなという方も増えると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、両親の介護をしている方から相談を受けました。その方の

お母さんは、要介護4であるにもかかわらず、障害者認定のことを知りませんでした。健康福祉課では、手の届くサービスをしていると町民の方からお褒めの言葉をお聞きします。でも、その中でときには抜け落ちてしまう、そういう人がいると。そのために、受けられるべきサービスを受けられないということは残念なことです。先ほどの対象者の中で必要な方がいるかもしれません。ぜひ、点検をして再度お知らせをして、そのような不都合が起きないようにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

周知方法については、毎年ですね、1月の広報のほうにですね、こういった該当する方は申請してくださいということで出しております。

今回ですね、新たに制度が変わるという中で、当然、広報のほうは多くなっていくんですが、これと別にですね、チラシのほうを作成しまして、ケアマネさんに配布をするなどしてですね、より周知を図りたいというふうに考えています。

受け付けにつきましては、障害者控除の受け付けはですね、基準日が12月31日となっていますので、1月からの申請の受け付けと交付ということになりますので、今一度ですね、そういったところについてですね周知していきたいというふうに考えています。以上です。

5番（坂本玲子君）

介護の認定を受けられる人が、その受けられるかどうかの認定をされるときに、同時にそういうことをお知らせいただくと非常にわかりやすいんじゃないかなと。広報に出すよりも、そこの目の前に問題が起こったときにその人にお伝えすると一番わかりやすいのではないかと思いますので、ぜひその辺周知徹底をよろしくお願いします。

その他に移って、黒岩中学校の統合についてお伺いします。

来年度から黒岩中学校が休校となり、佐川中学校と統合されることが決まりました。地域の方々や御父兄の方々の思いは複雑であると思います。そして何よりも中学校に通う子供たちや、来年入学する子供たちにも不安が広がっていると思います。教育委員会もさまざまな対策をとり、その不安解消の対策を立ててくれていると思いますが、何よりも子供たちの声に耳を傾けることが大切です。

子供たちが何を期待し何が不安なのか、しっかりと聞いていただ

きたいと思っています。私も黒岩の御父兄にどんなに思っているのか、統合に関してお聞きしました。

多くの御父兄が、本当に子供の教育のために苦渋の決断をしたというふうなことでした。そういう状況でありますので、地域の方々、保護者の方々、子供たちの声をしっかり聞き、きめ細かく一人一人に寄り添いやっていくことが必要です。また、黒岩地域が寂れることがないような配慮、地域のよさも持続できるような取り組みも必要です。その点はどのように考えているのかお聞きします。

教育長（川井正一君）

黒岩中学校の統合問題に関することに答弁をさせていただきます。

子供の声に耳を傾けるというお話がございました。11月22日に町長と私が、黒岩中学校の生徒さんに、統合の経緯と今後の取り組みについてお話をさせていただきました。その際にも今直ちに思いつくことはないかもしれないけれども、何か、自分たちとして、してほしいことがあれば、学校の先生あるいは御家庭へ帰って保護者を通じて上げてきてくださいということをお願いしてあります。

また黒岩中学校の、そして小学校のPTAの会長さんにも、保護者の声をまとめていただいて、いつでも私ども協議の場を持ちますので、また連絡をしてくださいということをお願いもしております。そういった中で、現在取り組みを進めていることについて、少し答弁をさせていただきたいと思います。

先週、黒岩小学校、中学校そして佐川中学校の校長先生に集まっていただきまして、今後どういった取り組みをするのか、要は生徒さんをスムーズに受け入れるためにどうするのかという話し合いをさせていただきました。

その中でまず、現在の黒岩中1、2年生の生徒さんを対象とした佐川中学校での交流授業と部活動の合同練習や部活動体験を1月と2月それぞれ各1回実施すると。またあわせて、その際に黒岩小学校の6年生の保護者また黒岩中学校の1、2年生の保護者の皆さんを対象とした学校説明会と施設見学を実施するというので、今後、日にちを設定していくということを打ち合わせしております。また、黒岩小学校6年生の体験入学を1月20日に実施するというので、今進めることとしております。

さらに、黒岩中学校2年生は修学旅行に行けておりません。佐川

中学校へ行きますと、佐川中学校は2年で修学旅行をやりますので、2年生は3年になりますので、来年度は。行けないということになりますので、1年生がお一人おいでて、黒岩中学校の予定としては来年度、現在の1年生と2年生と一緒に修学旅行へ行く予定でしたので、それを早めまして黒岩中学校の1、2年生の修学旅行を1月30日から2月2日に実施すると、そういう方向で今準備を進めております。

次に、安心して通学していただくための通学手段の確保についてでございます。現在、地元の黒岩観光さんとちょっと協議をさせていただいておるんですが、基本はスクールバスによる通学というものを考えております。

部活動にも対応するため、朝2便、通学のバスを出すことを考えております。部活動でよく朝練と称しまして大体朝7時半ぐらいから早い部は練習をします。それに対応できるように朝2便バスを出し、また夕方につきましては、大体4時半ぐらいには授業終わりますが、5時までに1便出して、また部活動便として、夏場ですと大体7時ぐらいまで部活動の練習をします。冬ですと、この12月1月は大体6時ぐらいまでの練習ですので、それに対応した夕方の便の部活動対応のスクールバスを考えております。

また土曜日、日曜日、夏休み等、そういったものについても部活動対応のスクールバスを準備したいと考えております。また、遠隔地の生徒さんがおいでになります。四ツ白、二ツ野地区の子供さんもおりますのでそういった生徒さんについては、最寄りの西佐川駅までタクシーで来ていただいて、その後はスクールバスを利用して佐川中まで行っていただく、そういう方向を今現在考えております。

次に、保護者負担の軽減。現在の黒岩中学校の1、2年生につきましては、新たに佐川中学校の制服あるいは体操服等を購入していただくことになりますので、その制服代は町が負担したいと考えております。できれば3月中に購入していただいて、保護者の方がその代金を支払うことなく、購入するお店から、私ども教育委員会に直接請求していただく、そういった方向を今検討しております。また、当然、タクシー利用した場合、通学で、それもタクシー会社から直接町へ請求していただくと。そういったことで保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、生徒の環境への変化の対応ということですが、11月22日

に生徒さんに対して、先ほど申し上げましたように、町長と私が説明した後、学校におきまして、もう既に生徒さんと個別面談を実施していただいております。やはり、自分の母校がなくなるということで、生徒さんはやはり不安を感じておる。そういったことに対して心の安定を図るため教職員が一人一人と個別面談をしております。と同時に、スクールカウンセラーが月2回学校へ来ますので、臨床心理士でありますスクールカウンセラーによる個別面談も今月中にやるようにしております。

そして、学校を統合しますと、加配教員がいただけるということになっておりますので、生徒さんの環境変化の対応という意味もありまして加配教員を活用して、さらには新たに教育支援員、そういったものも配置して生徒の心の安定も図りたいと考えておりますし、また、黒岩中学校の教員を佐川中学校にも配置したい。さらにはクラス編成、そういった面で生徒さんの安定できるようなそういったことにも配慮したいというふうに考えております。

それからやはり、地域との説明会等々で地域から学校がなくなるのは寂しい、寂れるという御意見もございました。そういったことで今後、黒岩地区との関係の構築という意味におきまして、総合的な学習の時間を活用して黒岩地域での地域学習、そういったものもやりたいと思っておりますし、また黒岩地区は伝統芸能がございます。四ツ白の太刀踊り、あるいは瑞応の盆踊りがございますので、そういったものには引き続き黒岩地区の子供たちが参加できるようにしたいと思っております。

また、今後の大きな課題となります学校施設の活用ということで、グラウンドと体育館は現在、社会体育施設として地域の方に利用していただいておりますので、引き続き、その利用できるようにしっかり対応していきますし、また体育館は災害時の避難場所としての活用も考えております。そして今後その校舎の利活用につきましては、地元の御意見をお聞きしながら、地域にとって活性化につながる、そういった方向で来年度以降検討していきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

何はともあれ、もう統合が決まりましたので、将来的に、統合してよかった、と地域も保護者も子供たちも思えるように、きめ細かくしっかり進めていってほしいと願っています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時10分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時10分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員橋元です。初めての登壇です。どうぞよろしくお願いします。

佐川町は2016年に策定された第5次佐川町総合計画をもとに、幸せなまちづくりを進めています。私自身も、議員として健やかに生まれ健やかに育ち健やかに老いることができるまちづくりで、町民の皆さんお一人お一人が大切にされていると実感できるまちづくり、佐川町に住んでよかったなと声広がるまちづくりの一翼を担えるように、特に、安心安全の平和なまちづくりを活動の根幹に据えて活動してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問通告の1番目といたしまして、幸せなまちづくりと国連で採択された核兵器禁止条約とのかかわりについて、町長の見解を求めてまいります。

今、平和を求める国際的な動きが広がる中で、朝鮮民主主義人民共和国、通称北朝鮮の核開発とたび重なる弾道ミサイル発射は断じて容認できるものではありません。また、国連加盟国の164カ国と国交を持っている北朝鮮がなぜこうした無謀な行為を繰り返すのか、その背景にあるものは何かを明らかにしていくことが求められているのではないのでしょうか。

加えて、トランプアメリカ大統領に対しまして、アメリカが1950年の朝鮮戦争以来休戦状態を続けている北朝鮮と直接対話を行い、軍事的な力ではなく、平和的な外交による解決の道を歩むように、平和憲法を持つ我が国の代表として安倍首相が進言することを求めるものです。

国際的には 20 世紀を平和の世紀にしていく大きな流れが突き出されてきてます。ことしの 7 月 7 日、核兵器禁止条約が国連で採択され、今月 12 月 4 日の国連総会本会議では新たに 3 カ国増えまして、125 カ国が賛成をしてます。50 カ国以上の国の批准手続が完了した 90 日後から国際条約として効力を持つことになります。

こうした背景には、ノーベル平和賞を受賞した核廃絶国際キャンペーン I C A N など国内外で地球上から核をなくすさまざまな動きとともに、国内で展開されてきた非核三原則を宣言する自治体の広がりもその 1 つです。佐川町は 1985 年 3 月 14 日に宣言をしてます。

もう 1 つ、平和首長会議のことをつけ加えます。1982 年 6 月、当時の荒木広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核廃絶への道を開こうと呼びかけて始まり、2017 年 11 月 1 日現在で 162 カ国地域から 7,469 都市が参加し、佐川町もその一員となっています。こうした世界の流れの中で、日本政府は、ことしの 7 月の国連総会に政府代表を派遣せず、しかも核兵器禁止条約に反対の見解を表明してます。世界で唯一の被爆国の政府としてあるまじき姿勢です。

この日本政府の姿勢に対しまして、佐川町議会はことしの 6 月定例会において、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加をし、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書を採択し、衆議院、参議院の両議長、総理大臣、外務大臣宛てに 6 月 8 日付で議会議長名で提出をされてます。町民の皆さんの平和な社会の実現を求める願いに応える議会としての意思が示されたと捉えています。

そこで、非核三原則を宣言し、平和首長会議に参加している佐川町として、国連で採択された核兵器禁止条約及び日本政府の姿勢に対して町長としてどのような見解を持たれているかお伺いいたします。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。それでは、御質問にお答えさせていただきます。核兵器の廃絶は、国家間で取り組むべき重要な課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。

核兵器禁止条約が、全ての国の参加のもと採択され、地球上から核兵器のない世界になることを願っております。私の答弁は以上です。

1 番（橋元陽一君）

広島市長は、みずから日本政府に対して核兵器禁止条約の早期締結を求めて、街頭で署名活動に立ち、市民に署名を訴えておられます。昨日、きょうと高知新聞の1面でも紹介されていました、ノーベル平和賞授賞式に参列されたカナダ在住のサーロー節子さんなど、被爆者が呼びかけられています「被爆者は核廃絶を心から訴えます」の署名用紙を持って、堀見町長も町民の皆さんに署名を呼びかける行動を起こしていただきたいと思いますが、いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で署名運動をさせていただくということは考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町長の姿勢をお伺いいたしました。それでは次に、安全に、安心して暮らせるまちづくりと平和な社会を求める事業の構想について、お伺いいたします。

町長は、今回の定例会の町政報告で、第5次佐川町総合計画に基づき、施策並びに事業を推し進めていくのに、教育の分野で国際的な視野から持続可能な開発のための2030アジェンダ、行動計画を、この目標を取り込んで、新たにふるさと教育の施策を進めていくことを表明をされています。

私も、こうした国際的な視野から、第5次佐川町総合計画の取り組みが町ぐるみで進められていることに賛同するものであります。2017年8月に開催された平和首長会議総会におきまして、2017年から2020年までの行動計画が策定されています。第5次佐川町総合計画の中にこの平和首長会議行動計画の中に取り込んでいただきまして、これからの平和活動を担う青少年の育成と幅広い町民の平和意識の啓発を進めていただきたいと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私は町長としてですね、やはり佐川町の幸せのことを第一に考えて、やっぱり足もとをしっかりと見つけた教育、取り組みをさせていただきたいと考えております。安心安全なまちづくり、それも町の取り組みの1つとしてすごく大切だというふうに思っております。

町の皆さんが、お互いさまで助け合い、お互いさまでつながり合

って、平和な安心安全な佐川町をつくっていききたい、そのための教育もしていきたいと、そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町内でも、小中学校の平和学習など継続的に取り組まれてきてると思います。幅広い町民の平和意識の啓発活動は、まだまだ十分ではないのではないかと捉えているところです。県内では、高知市や香美市、土佐清水など、総務課や社会福祉などが中心になり住民の平和意識を啓発する事業に取り組んでおります。

こうした県内の自治体の取り組みについて、町長はどのように捉えているかお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ほかの市町村の取り組みにつきまして、現時点で私、理解をしておりますので、理解をしてないことに対して軽々に答弁をすることは差し控えさせていただきたいと、そのように考えます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、平和な社会を実現していく活動と声が佐川町からも広がるように、第5次佐川町総合計画の幸せなまちづくりの中に、安心安全な社会の実現を求める取り組みとして、平和活動につながる講演会や原爆パネル展など、町民の平和意識を啓発する事業をぜひ組み込んでいただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほどの答弁にも重なるところがありますけども、やはり、足もとの取り組み、安心安全なまちづくり、お互いさまで支え合う、リスクを共有し合ってですね、地域で助け合う、そういう活動を通して平和で安心安全な佐川町を、皆さんの力をお借りして築き上げていききたいと、そのように考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現段階での町長の姿勢をお伺いさせていただきました。引き続き、このテーマについては議会でも質問をさせていただきたいというふうに思います。

2 番目の黒岩中学校を佐川中学校に統合することについて質問を行います。先ほど、坂本議員の質問の中で、子供たちのケアを中心にした答弁については、教育長のほうからかなり詳しい答弁がさ

れております。できるだけそのことと重ならないようにしていきたいと思いますが、まず、先月 11 月 17 日全員協議会で教育長より、資料に基づいて黒岩中学校を休校にする経過の説明を受け、また当日の夜、地元の説明会が開かれました。

町政報告でも町長が報告されましたが、学校の統配合は極めて重大な事態です。改めて地元の皆さんの声や願いを受けとめ、11 月の教育委員会で黒岩中学校を休校とし、佐川中学校に統合することを決定するまでの経過について、改めて教育長のほうから報告を求めたいと思います。

教育長（川井正一君）

それでは、黒岩中学校統合に至る経緯について、私のほうから答弁させていただきます。今回の問題の発端といひましょうかスタートは、今年度の黒岩中学校の 1 年生が 1 人になったという、そのことがスタートとなって今日に至っておるというふうに考えております。まずそれを把握した時点がいつであるのかという点をまず申し上げます。

毎年、県教委に対しまして、翌年度の児童生徒数の報告を出しております。平成 29 年度の児童生徒数の報告は、本年の 1 月 10 日付の推計値で県教委に報告しております。その際に、各小中学校から見込みの数字を上げていただくと。その中で、黒岩中学校の新入生が 1 名になるということを私どもとして把握したというのがスタートでございます。

そしてその 1 月末には、黒岩中学校 P T A 会長から、新入生が 1 名になる見込みであることから、黒岩中学校に配置される教員数それから小規模校のメリット、デメリット、理想の学級の生徒数、あるいは学校統合計画を町として持っているのかどうか、そういった照会がありまして、P T A として今後、黒岩中学校のあり方を考えていきたいというふうなお話をいただきました。それを踏まえまして、平成 29 年 3 月議会における町長の行政報告で、次のような点を申し上げます。

まず 1 点目としまして、平成 29 年度の入学生が 1 名となる見込みである。平成 30 年度についても入学予定者は 5 名であるが、部活動のため他の中学校への進学が見込まれ、減少する見込みであること。2 点目としまして、黒岩中学校 P T A が生徒数の減少を深刻に受けとめ、黒岩中学校の今後のあり方について、学校評価アンケートの

結果を踏まえ検討すること。３点目としまして、教育委員会としまして黒岩小中学校ＰＴＡと連携して保護者、地域の意向把握等に努めること。ということで議会に、その時点の状況報告をさせていただきました。

その後、平成 29 年 5 月、黒岩中学校ＰＴＡ会長名で中学校の保護者に対して、黒岩中学校の今後のあり方についての意見聴取が行われております。この意見聴取の内容と申しますのは、学校の存続、統合について、自由記述方式での回答をお願いしたものでございます。

引き続き平成 29 年 6 月、黒岩小学校ＰＴＡ会長名で、保育所、小学校の保護者に対して黒岩中学校を佐川中学校に統合することについて賛否を問うアンケート調査を実施しております。

これらのアンケート調査結果がまとまりましたのは、同年の 6 月から 7 月にかけてでございます。そのアンケート調査結果の概略を申し上げますと、保育所は回答数 16、そのうち統合に賛成が 15、反対が 1。小学校が、回答数 22、統合に賛成が 17、反対が 5。中学校が、回答数 10、統合に賛成が 4、賛否不明が 6 というような状況でございました。これがアンケート調査結果でございました。

そして、同年の 7 月、定例の教育委員会におきまして、このアンケート調査結果を報告し、アンケート調査結果を踏まえ黒岩中学校の今後のあり方について、保護者や地域の意見を直接聞く意見交換会を 8 月以降に実施することを教育委員会として決定いたしました。その内容を町長に報告し、町長からは、議会の全員協議会に報告するようにとの指示を受けました。

同年 8 月 3 日、臨時議会終了後でございましたが、佐川町議会に全員協議会の開催をお願いしまして、先ほど申し上げましたアンケート調査結果と、8 月以降に保護者と地域の意見を聞く意見交換会を実施することを報告しました。また、報告しましたアンケート調査結果は、先ほど申し上げました学校統合に対する賛否の数字に加えて、それぞれ、賛成する理由、反対する理由についてもその概要を報告させていただきました。

続いて 8 月 21 日に、保育所、小学校の保護者との意見交換会、同月 30 日には中学校の保護者との意見交換会を実施しました。この保護者との意見交換会では、統合に反対する立場からの意見はなく、学校統合に不安や心配を抱く保護者が多くいることがうかがえまし

た。

そして、これらを踏まえまして平成 29 年 9 月議会における町長の行政報告で、次のような内容を報告させていただきました。

まず 1 点目としましては、保小中の保護者のアンケート調査結果、先ほどの数値的なデータを報告させていただきました。2 点目としまして、8 月 21 日、30 日の保小中保護者との意見交換会における主な意見、3 点目として 9 月 20 日に黒岩地区の町議会議員、自治会長、民生児童委員、黒岩いきいき応援隊の皆様と意見交換会を実施すること、4 点目としまして、アンケート調査結果や保護者、地域の意見を踏まえ、慎重に検討を行い、黒岩中学校の存続、統合の判断を 11 月中には決定したいと考えていること、こういったことを報告させていただきました。

続きまして 9 月 20 日、黒岩地区の、先ほど申し上げました自治会長さん等との意見交換会を実施し、学校統合については賛否両論ではございましたが、教育委員会の判断に委ねるというのが意見の大勢を占めておりました。

そして平成 29 年 10 月の定例教育委員会において、これまでの経過を報告し、そして協議した結果、11 月開催の定例教育委員会において統合の是非を決定することを申し合わせました。

そして同 11 月 6 日の、これは定例教育委員会になるんですが、その際、委員全員の一致で、黒岩中学校は平成 30 年 4 月 1 日をもって休校とし、佐川中学校に統合することを決定いたしました。この決定内容を町長に報告し、町長からは議会の全員協議会で報告するようにとの指示を受けました。

そして 11 月 17 日、先ほど橋元議員さんがおっしゃられましたように、午前中に議会の全員協議会におきまして、私どもの方針を報告させていただきました。そして同日の午後 7 時から黒岩地区の保護者また住民の皆さんに対しまして、私どもの学校統合の方針を説明させていただきました。

さらに 11 月 22 日には、中学校の生徒と教職員に、学校統合に至る経緯と今後の取り組み方針の説明をさせていただき、あわせまして 11 月 27 日、議案説明会終了後に、また議員全員協議会の場におきまして、黒岩地区の保護者、住民に、学校統合を決定したことについての説明をした内容の概要と黒岩中学校の生徒、教職員に説明したことを報告させていただきました。

これが一連の経過でございます。

1 番（橋元陽一君）

この1年間にわたりまして、黒岩中学校を休校し佐川中学校に統合していく経過については把握できたと思います。今、全員協議会のときにも説明も受けてですね、廃校措置ではないので条例の改廃の必要はないということでありました。文言上の問題だと思うんですが、黒岩中学校を休校とし、佐川中学校に統合するということは、厳密に言えば、佐川中学校の通学区域を黒岩地区に拡大するという解釈でいいのかどうか、ちょっと確認させてください。

教育長（川井正一君）

基本的には、通学区域が佐川中学校の通学区域に現在の黒岩中学校の通学区域が含まれるということになるんですが、2つの中学校であったものを、休校とはいえ佐川中学校に黒岩地区の子供たちを、通学してもらうということで、一般的には、こういった場合は統合という言い方をされているというふうなことで、文部科学省関係の書類を見てみましても、大体そういう表現を使っておりますので、私どもも統合という言葉を使わせていただいております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう位置づけの問題が、これからの統合された後の、黒岩地区から通学する生徒とか、それから休校となった後の黒岩中学校の管理と運用の対策、また佐川中学校へ統合されたことによってかわってくる対策等さまざまなことに、行政上縛りがあるんじゃないかという思いがして、先ほどの確認をさせていただきました。

そこですね、子供たちのケアについては先ほどの坂本議員に詳しい説明がありましたけれども、通学の問題とか、それから等々についても一定の説明がありました。それ以外で、黒岩中学校の後の管理や運用の問題、それから佐川中学校への統合によることによつての、さまざま措置で変化があれば、教えていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず当面の管理という問題が出てこようかと思っております。学校は来年3月31日までは黒岩中学校として存続しますので、来年4月1日以降の管理のあり方というものが出てまいります。

ただ、3月いっぱい学校がございますので、学校に現在あります備品であつたり、あるいは教材類、あるいは学校図書館にあります学校図書等々たくさんございますので、来年度1年間は教育委員会のほうで直接管理をさせていただいて、その中でほかの学校に引き継いでいったらいいものは順次移管していく。また黒岩中学校が今までいろんな大会で活躍されてトロフィーであつたり表彰状、そういったものたくさん持つておるわけです。あるいはまた学校のさまざまな卒業アルバム等々もございます。そういったものを展示するような部屋、そういったものを来年度中には何とか考えていきたいということも思っております。

そして来年4月から私どもが直接管理するわけなんです、現在も黒岩地区の皆さんに、体育館、グラウンド、社会体育で利用させていただいております。そういった場合の申し込みは今後、教育委員会に直接申し込んでいただいて、引き続きこれまでと同様の使い方をしていただくという予定でございまして、現在利用させていただいておるいろんな社会体育のそういったクラブに対しましては、順次今後のことについては変更点を報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

統合の黒岩中の問題等ですね、かなり予算的な裏づけも必要だというふうに思っております。そこでですね、この黒岩中学校の統合にかかわりまして、交付金等の減額による地域経済の影響も少し心配もしているところです。教育委員会の説明書の中にも、デメリットとして交付金の減額を指摘もされているところでもあります。これまで国から学校設置基準に基づいた黒岩中学校への交付金の総額はおよそいくらぐらいであったのか、また、佐川町の予算から予算化されていきます黒岩中学校の学校運営費としての予算というのはどれくらい組まれていたかを教えてください。

総務課長（麻田正志君）

橋元議員の御質問にお答えいたします。交付金というのは、交付税ということでその御説明のほうをさせていただきます。総額ということだったと思いますが、総額というのを計算いたしますときに平成29年度の普通交付税の基準財政需要額、中学校費の中に中学校費で計算しております。その分が、結局、統合によってどのように減額されていくかということをもって回答とさせていただきます。

きます。

まず、中学校数減によります普通交付税の基準財政需要額の中学校費の影響というのを試算いたしました。基礎数値といたしましては、5月1日時点の町立の中学校数というのが基礎の数値になっております。試算方法といたしましては、29年度の本年度の基準ということで試算いたしましたところ、平成29年度との比較ということになります。統合後の1年目、2年目におきましては、減額に対する影響はございません。3年目から段階的に減額ということになりまして、3年目が86万円減額となります。4年目になりますと343万8千円の減額、5年目が601万6千円の減額になります。6年目が859万4千円という減額になります。以降、6年目からは同じ859万4千円が平成29年度と比較いたしまして減額になるというような数字になっております。以上でございます。

教育長（川井正一君）

平成29年度の黒岩中学校の管理運営経費の総額でございますが、おおよそでございますが約1千万円程度でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

こうした今回の休校措置によりまして、黒岩中学校に措置されてきました教育予算の減額で、かなり黒岩地区や佐川町に及ぼす経済への影響というのはどのように想定されるか、わかっていたら答弁をしていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

黒岩中学校の管理運営経費の主なものといたしましては、学校用務員の賃金でありますとか、あと学校で使います消耗品費、あるいは施設修繕費、コピー使用料、あるいは教員の研修を行いますので研修経費、あともろもろの通信費、手数料等々でございます。黒岩地域で消費されているものはほとんどございませんので、学校統合により地域経済への影響はほぼないものと考えております。

また一方、スクールバスの運行委託につきましては、地元の黒岩観光さんをお願いしたいと考えておりますので、スクールバスの運行委託料が、地域経済にとっては経済効果として見込まれるというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

学校運営費の中で措置されています、今出てきましたが、人の配

置の問題もあるかと思います。今、学校用務員さんが雇えなくなるという状況とか、教職員の定数についての変化というのはどういふのがあるか、ちょっと教えてください。

教育長（川井正一君）

現在、黒岩中学校に配置されております教職員数は、これは県費負担教職員という意味で6名でございます。それとは別に、町として学校用務員さんを1名雇用しておるといふのが現在の状況でございます。

1 番（橋元陽一君）

そうしましたら、統合によりまして町単の用務員さんがゼロになる。そしてまた教員のほうが6からゼロになるという解釈でいいんですね。

こういうふうに、統廃合におきましてはさまざまなデメリットの分も大きいかと思います。こうした統廃合にかかわって文科省とか県教委からの通達で、統廃合にかかわる対策などについて審議会を設置することなどの指摘というのはいないのでしょうか。

教育長（川井正一君）

いわゆる統合後に審議会というものを文部科学省から特に私が承知している範囲では、そういったものを設置せよというなことは、私自身はちょっと、私の勉強不足かもしれませんが、そういうものはないのではないかというふうに思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

古い資料になりますけども、1973年の文科省初等中等教育の局長通知とか2007年7月に文部科学省大臣官房文教施設企画部の中学校施設整備計画指針、小学校施設整備指針の中で、統合等の手続等が指摘をされているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

統合に至るまで、例えば地域とか保護者、そういった皆さんの意見を十分聞いて、やりなさいということでの文部科学省が出した手引きというものは私自身十分承知しておりますが、施設整備関係というふうなことではちょっと、私自身十分よう承知しておりません、済みません。

1 番（橋元陽一君）

そこで、この通知の中にも指摘もされているんですけども、今後、町内の子供の減少による学校の休校、統合などの問題が起きてくることは予測をされますので、今回も十分、地元や町民の声も受けとめて進められてきておりますが、今後、予測される事態につきまして、町としてどのように対応していくのか等、協議できる審議会の設置についての検討というのはいかがでしょうか。教育長の答弁を求めます。

教育長（川井正一君）

そのおっしゃる審議会というのは、多分、佐川町全体の学校の今後のあり方を考えていく、そういった審議会という趣旨であろうかと思います。

現在、町内の小中学校の状況を見てみますと、黒岩地区の、今回中学校の統合ということに至ったんですが、一方、尾川地区も生徒が確かに減少傾向にございます。今後、こういった推移をたどるのかというのは、現在の出生数を見れば、一定数は把握できますが、ただ、町の基本方針としてはこれまでも申し上げてますように保護者や地域のいわゆる理解をいただかないままの統合は考えていないというのが町の基本方針です。

ですので、そういったことを前提とした尾川地区を含めた今度町内全ての小中学校の統合とかいうことを前提とした審議会とか協議会的なものの設置は考えておりません。ただ、今後少子化というのは確実に進展してまいりますので、私どもとしては、地域の声あるいは保護者の声もお聞きしながら、そういった点については引き続き検討、教育委員会内では検討していきたいと思っております。

また、教育委員会の基本的な方針としまして、実は佐川中学校が新たに現在の地へ建設される平成 18 年の教育委員会において、新たに佐川中学校が建設された際には、尾川地区と黒岩地区の中学校は統合して佐川中学に一本化するというのが、その当時、教育委員会としての決定事項でございました。

ただ、その当時、保護者あるいは地域の皆様の御理解がいただけずに、その具体的な取り組みというものは佐川中学校建設時点ではなされなかったということがございます。ただ教育委員会としては、常に子供たちの望ましい教育環境はどうあるべきか、そういった点は考えていく必要がございますので、審議会ということではなく、やはりそういった今後の子供の状況を十分把握しながら、内部的に

はさまざまなパターンも考えながら検討はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

11 月 17 日、黒岩の地元で開かれました説明会の中で、最後に、中 1 の保護者の方が、「今回統合することが子供たちのためだと判断したけれども、正しいかどうかわからない。そして地域を二分するようなこの統廃合問題は、親子で抱えきれぬ問題ではなかった。しかし、PTA や地域の皆さんと一緒に協議していただき感謝している」と発言をされました。

このように、統廃合にかかわっては、保護者や地域の皆さんにとっても苦渋の判断が迫られるわけで、子供たちのためだと思ってそういう判断をされたことが伝わってまいりました。今はできるだけ町民の皆様の声、子供たちの声含めて受けとめながら、佐川町の予測されるこれからの統廃合問題については、教育委員会としても向き合っていくことですので、なお、広く、効果的な認識も反映できるような審議会等も含めてですね検討していただければということ要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に 3 番目の小中学生の教材費補助制度の導入についての質問に入ってまいります。

2017 年 9 月の時点で、日本の教育予算は、OECD 加盟国 35 カ国の中で、GDP の教育に対する教材費支出が最下位でございます。OECD 加盟国の平均は 4.4%、日本は 3.2%でございます。OECD 加盟国の平均並みの 4.4%を確保すれば、5.9 兆円の増額にもなり、幼稚園から大学までの教育の無償化や大学生への給付型奨学金制度など実現できると、千葉大学名誉教授の三輪定宣さんなんかも指摘もされているところでございます。日本の教育予算が極めて貧困であることが明白でございます。

こうした中で、憲法は、第 26 条 2 項で、教育を受ける権利について、義務教育は無償とするとうたっています。教育長としてこの憲法の理念をどのように受け取られるか、見解を求めます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。憲法で、確かに、義務教育はこれを無償とするということがはっきりと書かれております。これについてはかなり古いことになるんですが、昭和 39 年 2 月の最高裁の大法廷での判決が出ております。その趣旨を申し上げますと、基本的には、無

償というのは授業料を徴収しない、これが無償ですというのが最高裁判所の基本的な判断でございました。

ただし、全ての国民に普通教育を受けさせることを義務として憲法で強制しておりますので、国が保護者のそういったさまざまな面の費用負担についてできるだけ軽減するように努力することは望ましいところであるということを申し上げて、私もまさに、それは基本的にそのとおりだと思っております、行政として具体的に現在は教科書も無償化されております。また就学援助についても、一定の収入の方に対しては、援助費の措置もされております。

やはり、行政としてその財政負担も考えながら、そういった憲法の無償という精神を実現していく、これが望まれているというふうに承知しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

憲法の理念を、沿ってですね、やっぱり地域から声を上げていくことによって、無償の道が少しずつ開かれているかと捉えております。

また国際的な視野から、子供の権利に関する権利条約が子供の教育への権利について無償化に触れておりますが、このことについて教育長の見解を求めたいと思います。

教育長（川井正一君）

先ほどの答弁と重なりますが、やはり憲法の内容、それを踏まえて行政としてその時々々の財政状況、そういったものあるいは時々々の情勢、そういったものを踏まえて努力するということは大事なことでありというふうに思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

朝日新聞の全国調査によりますと、2017 年 4 月現在で全国 26 県 55 市町村の自治体で、家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として小中学校の学校給食費を無償で提供する自治体の動きが広がっておりことが紹介されております。市町村においても、国の乏しい教育予算の中で、市町村が頑張って教育の無償化の措置を少しずつ進めているところでございます。

こうした市町村独自の無償化の措置について教育長の見解を求めたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。午前中の坂本議員さんの質問にも重なる部分

もあろうかと思います。例えば保育料を無償化しておる市町村があるというな答弁がございました。やはりこの小学校の給食費を保護者負担をゼロにしているというそういった流れと連動しているんじゃないかなあというには感じております。

ただ、先ほども申しますように、それぞれの自治体の財政力であったり、それぞれの自治体が抱えておる課題、そういったものの中で、いわゆる給食費を初めとするさまざまな保護者負担の軽減措置というものは考えるべきものではないかというふうに思っております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ、限られた予算の中での執行になります。義務教育費は無償とするというこの条件整備、佐川町においても少しでも改善されるように検討していただきたいと思います。それにかかわりまして、小中学生の教材費の保護者負担の実情について質問していきたいと思います。

憲法では、先ほどから繰り返していますように、無償とする、それは授業料というところに矮小化をされておるわけですが、本来、小中学校における授業にかかわる教材費等は無償であるべきだと私は捉えております。そしてその費用は国が負担すべきであります。なかなか国の教育予算の貧困さから小中学校における教材費やPTA会費、学校給食費、中学校ではこれに加わって生徒会費やクラブ活動費なども加わっております。

学校教育に必要な経費として徴収されている町内の保護者の負担というのは現実にはどれぐらいなのか、小学校、中学校の年間の教材費等の総額と、入学時の経費等について把握されていたら教えてください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず教材費の関係でございます。小学校の保護者負担額として、4校ございますがその平均額は年間約1万71円。これ4校の平均額、1学年から6学年までのトータルを平均に直しますとこうなります。同じく中学校の教材費の保護者負担額の年額です。これは中学校3校の平均額ということになります。1万5,777円。これが教材関係の負担ということになります。

この内容を見てみますと、やはり小学校1年生とか中学校1年生、その分が若干高くなっているというのがございます。これは平均で

すので、あくまでも。それ以外には、中学校になりますと、いわゆる制服あるいは共通の体操服であったり、そういったものが必要になってまいります。それは、学校によってまちまちでございますが、ちょうど今回、黒岩中学校の統合の問題がございまして、現在、黒岩中学校の1年生と2年生が来年度から佐川中学校の2年生、3年生になるということで、保護者負担していただく制服代等の経費を町で負担しなければならないということで計算したもので、それでちょっと答弁をさせていただきますと、中学校2年生の女子の場合ですと、体操服でありますとか体育館シューズ、上履き、それから制服の上下服、夏服等々含めまして、中学2年生ですと年度当初に8万8,690円必要になります、そういったもので。それから中学3年生の女子も同じく8万8,690円です。それで男子を見てみますと、中学2年生、3年生ともこれ同額ですが、同じく体操服等々で年額6万950円、これが必要な経費として今のところ、これはあくまでも佐川中学校でございまして、私どもとして見込んでおる額でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

保護者の負担も大変大きいことがわかるのではないかと思います。こうした状況の中で、今、経済的に困難な家庭に対しては、学校教育法第19条に基づいて教育の機会均等を保障するということから就学援助制度が適用されているかと思っております。先ほど坂本議員の質問の中でもありましたけれども、佐川町の準要保護世帯は、子育て世代の半数に及んでいるということが議会でも明らかになってきたのではないのでしょうか。

こうした状況のもとで、本来、制度を利用できる家庭が受給の申請をされていないのではないかと捉えることもできるんですけども、この間、利用しやすい制度に改善されてきているということも聞いております。入学前に説明があるということですが、年度途中における制度利用相談の案内とか、窓口を広げるなど、さらに申請しやすい条件整備等検討されていることがあるのでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず年度途中に認定されておる方が毎年出てきております。ここ数年を少し申し上げますと、平成27年度で13名、平成28年度で9名、そして平成29年度、今進行中でございますが、現在6名を年度途中で認定しております。

基本的には年度初め、あるいは年度初めというよりは大体 11 月ぐらいに、こういった就学援助のお知らせを配布、これは全ての児童生徒に配布させていただいております。11 月ごろに配布すれば、翌年 4 月の新年度に間に合うということで、ただ、それだけではなく、年度途中が進んでまいりますと、そういった中で、学校が集める先ほどの教材費であったり集金が遅れがちな、そういった保護者に対しては制度の活用の声かけもさせていただいておりますし、また私どもが所管しております給食費、そういった関係の納付状況、そういったものも把握しながら遅れがちな御家庭に対しては、こういう制度がありますよという声かけをさせていただいて、年度途中申請にもつながっているんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

学校長にお聞きいたしますと、なかなかこう、そういう年度途中、学校のほうからは保護者に対しまして、この制度の利用について進言するのはなかなか難しいということも言われておりました。どうぞ、丁寧に、年度途中の対応についても検討をしていただきたいというふうに思います。

こうした中で、町内の、通学している保護者の皆さんの経済的な状況も大変厳しいものと捉えております。隣のいの町では、こうした就学援助制度とは別枠で教材費の保護者負担を少しでも軽減するために、2009 年度から小学校、中学校全員を対象にして、小学生年間千円、中学生 2 千円の一部校費負担を実施されてきております。そして来年度 2018 年度からは、さらに増額を決定されていると聞いております。

佐川町内の小中学校に通う子供たちの教育費の保護者負担を少しでも軽減していくために、この教材費補助制度導入をぜひ実現してほしいと思っております。この件について、教育長の見解を求めたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど、教材費の保護者負担の額を申し上げました。小学校で約 1 万円程度、中学校で約 1 万 6 千円程度となっておりますが、現時点におきまして、一律に全ての児童生徒に対する教材費補助というものは考えておりません。厳しい状況にあります就学援助の御家庭に対しましては、現在、就学援助費の中で学用

品費としまして、小学校で1万1,420円、中学校で2万2,320円措置されておりますので、保護者負担額はカバーされておるんではないかとも考えております。

さらに、就学援助家庭に対しましては、来年度から、放課後児童クラブの保護者負担金の減額幅の拡大も検討しております。今後とも、基本的には一律的な助成ではなく、厳しい家庭に対する支援の充実、そういったことに努める方向を大事にしたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう、経済的な支援を必要とする世帯についての補助というのは極めて重要なことだと思いますが、一方で、全体的にこの教育費の負担を削減していくということも大事なことはないかと思えます。もし、この教材費補助制度、年間小学生千円、中学生2千円を導入するとしたら、佐川町では、大体、総額どれくらいの予算になるか教えておいてください。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

今現在、児童生徒数が約850名ぐらいだと承知しております。小学校が650名程度、中学生が300名程度、それで小学生をいの町さんと同じ千円にしますと、千円掛ける650でいけば65万ですかね。それから2千円掛ける300でいくと60万。100万ちょっとぐらい。150万までみておけば、いの町さん並みの助成はできるんじゃないかと思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現段階での導入は難しいという答弁の中での予算の額が、大体見通しはできたんじゃないかと思えます。引き続き、町財政の状況を踏まえながら、保護者の教育負担を軽減するという視点で、こうした制度の導入のこともぜひ検討していただきたいということをつけ加えておきます。

4つ目の質問に入ります。

地元の仕事づくりで、町の活性化につなげていくための住宅リフォーム助成制度について質問を行ってまいりたいと思います。

まず、現在導入されてます木造住宅耐震化事業の進捗状況について質問をしていきたいと思えます。町民の皆さんの命を守る大変重要な事業の1つであります。去年の熊本地震で、今年度耐震化工事への要望が急増していると担当の方からもお伺いいたしました。

1981 年までの木造住宅が対象になっている事業であります。この事業について、昨年、ことしと、事業の申し込み件数、認可された件数、予算額等、工事の種類ごとに説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

橋元議員の御質問にお答えいたします。その申請件数、実際、昨年度実施をされた件数でお答えをさせていただきたいと思います。

昨年、平成 28 年度につきましては、昨年 4 月の熊本地震を契機とした防災意識の高まりもありまして、耐震診断が 92 件、耐震設計が 39 件、耐震工事が 23 件、これはその平成 27 年度対前年比で全て 3 倍から 4 倍程度の大幅な増加となっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

この事業の対象となる木造建築は町内で何戸ぐらいあるのか、把握されていたら教えていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

その耐震設計が必要な建物、昭和 56 年以前に建てられた建物、その中でも耐震設計されているものもございまして、ちょっと済みません、今その数字を持ってないんですけども、また後ほどお答えさせていただきます。

議長（永田耕朗君）

教育長が答弁もれがあるようですので、教育長川井君。

教育長（川井正一君）

済みません、先ほどの小学生の人数、橋元議員さんの教材費の関係で、いの町並みに千円やった場合という答弁させていただいたんですが、人数、そのとき 650 人というふうにお答えしたんですが、済みません、約 560 人でございます、小学生は。中学生は約 300 人で変更ございません。済みません、その点訂正させていただきます。よろしくお願いします。

1 番（橋元陽一君）

町民の皆さんの命を守るこの耐震化工事等まだまだ進めていかなければならない状況にあるかと思います。この事業の手続きなどが複雑で、申請を控えている方もいらっしゃると思うところなんです。ぜひ、この事業を利用しやすいものにまた改善もしていただきたいというふうに思っております。

そこで、安心安全のまちづくりと地元の仕事づくりを一体化に進

めていく事業として、全国でも導入されております住宅リフォーム助成制度の導入について質問をしてきたいと思います。

木造住宅耐震化工事とは別枠で、地元の仕事づくりの一環としてのまちづくり、活性化に向けて、県内においても既に香美市や須崎市、四万十町など7市町村で導入されてきてるこの住宅リフォーム助成制度、佐川町においてもぜひ導入していただきたいというふうに考えています。この佐川町で、住宅リフォーム助成制度を導入することについて、課長の見解を求めたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。現行で、その佐川町住宅リフォーム補助金という制度がございます。これは、耐震工事とセットで行うことによりまして、住環境の向上に加えて地震対策の普及が期待できるものとして、平成26年度から事業化をされております。

事業の内容としましては、耐震工事と同時に実施をするリフォーム工事、これに対しまして補助金を交付するものでありまして、その補助額は30万円となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

耐震化とあわせたリフォームというのは、なかなか制限があって利用しにくいという声も聞こえているところです。ぜひこう、住宅リフォーム事業で町内の業者に仕事を限定することによって、町内の仕事づくりそしてまちづくりの活性化を図っていく取り組みになっているということで、他の市町村でも導入が進んでいるところでもあります。

ぜひ、この佐川町におきまして、簡単にリフォームができる制度として、導入のことを検討していただきたいというふうに考えております。

秋田県で導入されておりますが、地元の商工団体の連合会が2010年3月から2016年10月までの実績履歴をまとめられたものがあります。この間、適用された戸数が7万6,481戸、補助金を出したのが97億円、そして波及効果というのは2,280億円に及んでいると、こういうふうな実績を報告もされているところでございます。

なかなか地元で、仕事づくりを進めていくのにも大きないろんな課題があるかと思うんですけども、ぜひ、財政的な運用なども含めて裏づけが必要ですから、実現に向けまして、そういう道が開かれるかどうか、引き続き私のほうも議会で要請していきたいと思いま

すので、検討のほうを、方向性をぜひ示していただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議長（永田耕朗君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時22分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、7番、森正彦君の発言を許します。

7番（森正彦君）

7番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。先の議会議員選挙で、町議会議員として選任していただきました。今後の4年間、町の議会議員として責務を全うしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

堀見町長におかれましては、先の選挙で、無投票という形で町民の信任を受け2期目をスタートしました。これからも、佐川町の発展のために尽力していただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず最初に、平成30年度の予算編成方針について、理念、方針、指針等をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。2018年度の予算編成方針ということで御質問ありました。毎年この時期にですね、来年度の予算編成に当たって、私のほうから各課長、各課に伝えているものを中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず、佐川町の経営理念としまして、これはずっと変わらず掲げていることですが、全ては佐川町をしあわせな町にするため、住民の幸せのために、このことを一番の基軸に考えて予算編成をしてほしいということです。

佐川町の中期経営方針としまして、これもずっと数年同じものを掲げておりますが、人が一番の財産である、佐川町の人が生き生き

と輝く町をつくるということを掲げております。

2018年度の佐川町経営方針としましては、第5次佐川町総合計画に基づくまちづくり、アクションプランを確実に前に進めていくために、想像力を働かせ、主体的にまじめにおもしろく考え、持続可能な幸せな町をみんなでつくる、を掲げております。役場の行動指針としまして、これは予算編成方針とは少しかかわりのない部分になりますけども、職員に伝えている内容があります。

まず1つ目としまして、まじめにおもしろく自分らしく職務に専念をする。2つ目が、笑顔で気持ちのいい挨拶をする。3番目が、相手を思いやり優しい気持ちで接し合う。4つ目が、一人の住民として地域活動に積極的に参加する。やってみよう。5番目が、チーム佐川町役場を生き生きとした職場にするため職員同士助け合う。このことを来年度の行動指針として掲げて経営をしてまいりたいと考えております。

これらの方針をもとに、各課に期待することをそれぞれ伝えております。2期目の公約として掲げてある内容も追記をして、各課に期待していることを伝え、このことを踏まえた上で課職員が一致団結して一步前に踏み出す勇気を心に持ち、挑戦する予算編成を行うこと。また国の進める地方創生に関する施策を部門ごとに研究し、新しい事業に取り入れる工夫をすること。このことを私のほうから編成方針として伝えております。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。経営理念、方針、そういったものをお聞かせいただきました。これにつきましては、予算編成においてですね、やはり事業に魂を入れるというようなところは私は大事じゃないかというふうに常々思っております。事業というものは誰がための、何がためにあるのか、誰がための何がための事業なのかをしっかりと中心に据えてですね、やっていただきたいと思うわけでございます。

予算編成というのは、大変厳しい作業、あるいは忙しい中でそういう作業を進めていかなければならない。ややもすると、その目先のことで非常に力を注ぐということで、基本を忘れる場合もあるのではないかということで、やはり理念、方針、指針等を確実にしながらですね、予算編成に当たっていただけたらいいと思い、今のことを質問させていただきました。

予算編成方針見せていただきました。目についた項目を挙げてみますと、地区担当制の検討、道の駅、まちまるごと植物園、集落活動センターとの連携による地域づくり、健康づくり、子育てしやすいまち宣言、定住移住促進策としての住宅新築支援、教育研究所の創設、図書館の整備等が挙げられます。

今申し上げましたのは取り組む課題の一部であり各課ごとにですね、課題は山積、たくさんあるというふうに見受けられます。本当にたくさんの課題を背負っておるというふうにも見えております。

そこでですね、これらの課題を盛り込んだ予算編成方針、たくさんの課題を盛り込んだ予算編成方針を各課ではですね、どのような手順で編成に当たるのかということをお聞きしたい。この質問はですね、答えとして各担当から順番にあげてきてもらって、そういう事務的手順をとということではなくってですね、課題の把握や共有、研究のためのその課内でのミーティング等、そういったことをお聞かせいただきたい。どのように徹底しておるかというようなことをお聞きしたいということです。これは、総務課長、お願いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。予算編成につきましては、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、予算編成方針というものが示されます。その予算編成方針につきまして、庁議、各課局長が集まる庁議におきまして、各課局長での共有を行っていきます。その庁議におきましては、予算編成方針だけではなく、予算編成における個別事項といたしまして、平成30年度の予算編成要領、内容といたしましては、国の動向と地方財政計画、それとか佐川町の財政状況あるいは予算要求に当たっての基本的留意事項をまとめた予算編成要領の説明を行って情報の共有を行います。

さらに、実際実務に入るに当たりまして、平成30年度の予算編成の事務要領というのも総務課のほうで作成しております。

そちらのほうは、歳入歳出の科目別の留意事項、そしていつまでにそういうような要求をしていただきたいというスケジュールなどが盛り込まれております。

以上の内容等を庁議において共有を行って、それに基づいて予算編成作業を行うという形になっております。それから後の課内での

取り組みについてですけど、総務課の例のほうでお答えさせていただきます。

総務課におきましては、その庁議を受けましてその内容等について、まず課内にこの資料を回覧をいたします。その回覧で十分この内容について周知した後、定期的に課内会というものを実施しております。その定期的に実施しております課内会で、各係における業務の進捗状況、それとか課題、そういうこととあわせてこの編成方針、先ほど言いました編成方針や編成要領、事務要領についての、もう一度共有を行って編成作業に取り組むということで取り組んでおります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

編成に当たっては、課題を庁議あるいは課内で十分話し合って認識しておると、共通の課題として共有しておるということをお聞かせいただきました。

予算編成方針が示されるわけです。一般的には町長から下向いておりていくわけですが、この予算編成方針、課題、各課に期待することを見せていただきましたが、ほとんど網羅されていると私は感じております。それはそれで非常にいいと思いますが、その課題の中でもですね、例えば、町民がこんなことで困っている、事業を執行していく上でですね、課内の話し合いの中で、こんな事業を実施すべきではないかというようなボトムアップ的な事業の提案とかいうのはされているのでしょうか。

課題があって事業があるわけでございますので、その事業のあり方を現場が十分検討してボトムアップしていく、そういったことをやっているかどうか、これは特に現場との接触の多い健康福祉課長にお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

森議員の御質問にお答えします。課内の中でですね、課題、町民が困っていることがですね、係員のほうからですね、いろんな提案があってボトムアップになってですね、事業とかやってるかというような御質問だと思います。

課でもですね、予算編成については総務課のほうで話したように、私たちの健康福祉課でも同じようなやり方をやっております。その中でですね、基本的にはですね、実施する、大枠なんですけど、実施する事業とかですね、主な内容についてはですね、健康福祉課でま

ず要求をするようにします。

各職員に対しましては、課内会とか係会でですね周知をしてですね、細かな事業のですね中味につきましては、各係や各担当者が現在実施している事業の内容をですね、見直しをしてですね、また新しいことをやったらいいということであればですね予算化をしてもらうとか、そういったことで全て上げていただいてですね、担当者からの意見が反映できるような形をとっております。

具体的に言いますと、平成 30 年度のですね予算、まだ要求段階でございますが、例えば 9 月にですね手話言語条例の制定を行ったわけですが、これきっかけにですね、まず、かわせみの中でどういったことができるかということ、これは係員とかですね、係のほうで上げてきていただいたものなんです、1 つはですね、窓口でですね、耳マークの表示キットを設置するとかですね、それから対面式の会話の補助金、指さし文字ボードっていうんですが、話せないときに指をさして会話をするというツールですね。そういったものとか。それから電子メモパッドとかですね。それから庁舎内にですね掲示場の消耗品、ちょっとマークをつけて、ここは何の部屋ですよ、ここはトイレですよ、和式ですよ、洋式ですよとかそういったことですね、そういったことをしたい。それからタブレットでですね、アプリをダウンロードしてですね、窓口でいろんな、文字ができんかって絵を見てですね会話ができるツールっていうのがあるんですが、そういったことをやりたいというのがまず 1 つ出てきます。

それから、30 年度よりですね開設をします子育て世代包括支援センターに伴う場所の決定とかですね、設備それから消耗品なんかについてもですね係員とかですね担当者のほうから上がってきてます。これについても来年の 4 月に開所しますが、かわせみのですね、一部の和室をですね回収してですね、そこを子育て世代包括支援センターの施設にすると。それからそれに伴います備品とかですね、消耗品もですね上げてきていただけてます。

それからですね、健康パスポートポイントによる特典です。これは県のですね健康パスポートポイントというのはためる分があると思うんですが、それにですねポイントをためてですね、ある一定ポイントがたまったらですね、町独自の特典をするということで、これもちょうと考えてですね、予算のまだ査定前なんですけど要求は

今しております。

それからヘルプカード。これは9月のですね議会のほうで一般質問ありましたが、これも内容についてですね、担当職員とどういったものやっいていこうかということを考えて、今、予算の要求をしています。1千万円ぐらいをですね要求したいなあというに考えています。

それから30年ではないんですが、以前からの取り組みということで継続されてるものとしましては、佐川ファミリーサポートセンターを継続していく。これももともとは係とかですね、係、担当者のほうからこういったことがあったらいいですよ、こういう声が高いですよという課題の中から始まった事業です。これについても当然継続をさせていただきます。

それからマミーヘルパー事業、これも一応ですね補助事業ではありますが、補助事業のほうはですね、もともと産後だけだったんですね。それをやっぱり産後だけじゃなしに産前までですね拡大して、産前産後まで拡大しようというのが、これ担当のほうからもいろんな話を聞く、課題解決の事業ということでやるようになってます、やっています、これも。

それから佐川町の私立保育所の特別給食の提供事業。これは、アレルギー食の対応ということで、これもですね職員のほうから上がってきたものをですねやっています、以前から。こういったことをですね、課題があったことに対してですね、ボトムアップ的なですね事業展開、提案してやっています。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございます。たくさんありますね。あんまりよけなかなあと思ってましたけど、本当にたくさんありまして、小さいことから始めていく、それがまた大きな事業になっていく、その小さいことが町民のためになる。本当にそういうことになるんじゃないかなあと思っただけの質問でございましたが、今のお話の中でですね、今どういったことができるかっていうことを話し合っていると。それは予算措置の必要なものもあるでしょうけれども、予算を伴わないことで町民のためになることもあるんじゃないかなということもあります。そういったことなんかも、みんなで話し合っやっしてくれているということで、本当にうれしく思いました。

健康福祉課の職員さんにはよくあったかなんかへも出てきてく

れて指導してくれておりますし、夜間の会合も進んで出てきてくださっておりまして、本当にやる気を感じておりましたが、そこまで頑張ってくれていることに本当にうれしく思います。お礼を申し上げたいと思います。

あちこちに課長に質問して申しわけないですが、次は岡崎チーム佐川推進課長にお聞きします。第5次佐川町総合計画に基づくアクションプラン、これは確実に進んでいると感じているかどうかをお聞きします。全体として、課としてどう感じているか、非常に大きなざっくりとした質問でございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。この第5次佐川町総合計画ですけれども、7分野、45施策の10年間の取り組みということで、チーム佐川推進課ではですね、この事業の進捗管理について今年度新しい取り組みを始めてます。

10年間の実施スケジュール、細目にわたってですね延べ400ぐらいの細目の事務事業をピックアップしてですね、10年のスケジュールを立てておりますけれども、これはほぼ、法定の一部業務を除きまして、ほぼ全てですね、役場関連の業務を網羅してます。したがって、この平成30年度の予算編成方針におきましても、ほぼこれに基づいて編成がなされるというふうにチーム佐川推進課としても考えております。

その中でですね、ことし10月に、チーム佐川推進課とあと各課との事業ヒアリングというものを行いまして、この400にのぼる事務事業の進捗状況のチェックをさせていただいてます。これをおおむね、いろいろ予定どおりにいってない部分もありますけれども、大まかにはですね順調に、まだ始まったばかりですけども、進んでいるというふうに担当課としては感じております。以上です。

7番（森正彦君）

ありがとうございます。私も、第5次佐川町総合計画と30年度の予算編成を見比べてみました。見比べてみますとですね、みんなで作った総合計画にのっとり、事業は推進されているということが本当にかんがりの部分で確認ができました。今回、方針的なことでお聞きして、細かな部分については余りお聞きすることができませんでしたというか、まだ予算が決まっておられませんので、方針的で

あるということと、松浦議員からも質問がありましたので、この質問は、予算編成についてはこのあたりで置かしていただきたいと思いますが、これからもですね、みんなが主役のまちづくりを、チーム佐川でも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、教育研究所についてお伺いします。

教育研究所、まだ決定ではないわけですが、今考えている教育研究所の具体的な取り組み課題と人員体制、予算規模はどのくらいを見積もっているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

それでは教育研究所に関する一連の御質問にお答えさせていただきます。まず、取り組む内容でございます。これは町長の行政報告でもあったと思うんですが、3本柱で進めることとしております。ふるさと教育に関すること。不登校対策に関すること。それから学力対策に関すること。この3つの柱を掲げております。

そしてこの3つの柱をしっかりとやっていくために、教育研究所の運営委員会を設けるように考えております。この構成メンバーとしては小中の校長、教頭の代表、またPTAの方にも入っていただいて、研究テーマの検討であったり、業務内容のチェック等を行って、学校現場の実態を踏まえた取り組みを推進したいと考えております。

また、この3本柱につきましては、先般、校長会でも話をしたんですが、重点行動計画をつくりたいというふうに考えております。3本柱それぞれ取り組みがさまざま分かれますので、それぞれについて、例えばふるさと教育のことでございましたら、佐川町としてのふるさと教育全体計画の策定、体系化したものです。それを策定する。あるいは、いわゆる小中学生用の副読本、作成する。そういった感じでその3本柱の下にしっかりとした行動計画をつくって、その進行管理を教育研究所でしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから次、人員体制でございますが、新たな人員としましては、所長それから県教委から派遣していただきます研究員1名、それから教育指導員2名の合計4名を新たに配置したいと考えております。さらに現在配置されておりますスクールソーシャルワーカー、教育相談員、また集会所で学習支援をしている2名も教育研究所の位置

づけにして不登校対策にもしっかりと取り組みたいと考えております。

次に予算規模でございますが、あくまでも概算ということで御承知置き願いたいと思います。人件費、これは4名、新たに採用する4名の部分、それから通常の授業を行うための事務費、そして来年度はいわゆる年度初めに、できれば公用車の整備もしたい、またパソコン等も整備したいと考えておりますので、そういったものを含めると、新たに必要となる経費の総額は約1千万円程度と考えております。その中で、今後のランニングコストとしては約800万円程度、これが新たな予算として必要になるものというふうに考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。ふるさと教育、不登校、学力向上、こういった3本柱で取り組むとの答弁がございました。その1つ、学力の向上につきましては、10月だったかな、全国一斉学力調査の結果が出ておりまして、余り成績はよくないという状況でありました。その原因は既に把握できていると思います。去年についてはかなりよかったと。これが今回はがっくり落ちておると、そういう状況です。先ほど言いました原因は把握できていると思います。

やはり、落ち着いた学級運営ができてないと、当然、学力は低下します。先日、荒れる学級を知識のある学級に変えるという実践で有名な、いの町の教育特使、菊池先生の実践ドキュメンタリー映画が県立美術館でありました。私は行けなくて家内に行ってもらいましたが、いの町は教育と子育てを主軸にしたまちづくりを掲げ、一般行政と教育行政、そして地域と学校が一つになった取り組みがなされているようであります。

その中の学校教育の考え方で柱となっているのが、教育実践家の菊池省三先生の考え方、実践であるようです。その菊池先生との教育実践で、いの町の学校教育は大きな変異を遂げているようであります。

その様子を、魂の授業の記録としてドキュメンタリー映画にまとめ上げたものであります。その映画の中で、もう何よりもその子供が生き生きとしているのがすばらしいとの評価、そして子供たちの変容について語られる先生の表情も生き生きしている。そんな先生に教えてもらった子供の笑顔もととても輝いていたということであ

ります。

よく言われる、「教師が変われば子供が変わり、教師の成長は子供の成長につながる」そのように言われております。方法はともあれ、教育研究所で課題対策を十分研究して、佐川町の教育の課題解決に当たることは大変重要なことだと思います。

そこで質問でございます。制度はできると思いますが、大事なのはそこに携わる人の質が重要になります。そのあたりの人選についてはどのように考えておられるでしょうか。お願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。新たに4名の採用を考えております。1人は県教委から派遣していただきます現職の教員ということになります。これにつきましては、先般、県教委の小中学校課を訪れまして、佐川町のこの研究所の取り組みの内容を説明させていただきまして、ぜひともすばらしい人材を派遣していただくように小中学校課の課長に直接お願いもしてまいりました。

それからあと残る3名、今のところ所長それから教育指導員2名、計3名については非常勤の教員OBを考えておりますが、これが特に所長、これが一番大事でございますのですばらしい人材の確保、これからが一番の課題ですが、精いっぱいよい人材を確保できるように頑張りますので、またいろんな面で御支援をお願いいたします。以上でございます。

7 番（森正彦君）

本当に最初のスタートっていうのは大事でございますので、まずはいい人材。そして若干心配しておりますのは、予算的な面でございます、これについてもたくさん、いろんな方面で予算が町のほうも必要になりますので、もっともっとということも言いづらいところもありますが、必要なときには必要なやっぱり投資、特に最初、軌道に乗せるにはですね、少しそういった予算も要るのではないかという気もします。

そのあたりも含めてですね、いいスタートが切れるような準備を本当にしていただきたいと思います。実は、私の孫が4人小学校へ通っています。そしてですね、そこから見えてくるものが数々ありますが、とにかく先生は大変忙しい、本当に今、子供たちに接して子供たちに何をしてやるかという、本当に授業が一番ですが、その課題への対処でもう精いっぱい、そういう感じが受けられます。

難しい問題や新しい課題への、研究して実践、どんなにして実践していくか、そういう方策に取り組む余裕は、私が見るところではなかなかできないように思います。そんな先生方を支援することも本当に大事であると思います。

教育研究所はですね、大きな課題と取り組まなければならないと思います。まず、先ほども言いましたが、準備段階から十分の研究をし、取り組んでいただくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きましてですね、次に、斗賀野あおぞら公園のトイレについてお伺いします。

このトイレは、バイオマストイレとして微生物を利用して糞尿を分解し、水は循環させて外へは流さない方式を取り入れています。しかし、理論どおりにいかず、汚い、詰まる、どうにもならない機能不全の状態になっています。その便所へ外部の人が利用に来ることもありまして、その人から「佐川町はどうかちゅうが」といつて叱られます。掃除や詰まりには対処していますが、もう管理も限界になっております。早急に改修すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

森議員の御質問にお答えいたします。御質問いただきました斗賀野あおぞら公園内にあるトイレは、議員おっしゃられましたように、環境に配慮しました循環型のバイオマストイレとして平成 15 年に建設をされました。このトイレも、来年の 3 月末で、建設より 15 年が経過することになりまして、老朽化が進み、森議員御指摘のとおり機能の維持が困難となっております。利用されている方々には非常に御迷惑をおかけしている状態であります。

昨年 6 月の定例会において、坂本議員からも御質問いただき、トイレの改修についての検討を重ねてまいりました。現在の施設は維持管理に多額の費用がかかり、またライフサイクルコストや維持管理の容易さを考慮しますと、合併処理浄化槽に改修をすることが適切であると判断をしております。

町といたしましては、来年度より改修を実施しまして、快適にトイレを利用していただける環境を整えてまいりたいと考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。もう少しの辛抱だと安堵したわけでございます。

このトイレ、このようなトイレをなぜ設置したのかについては、実は私もかかわっていきまして、もう 15 年以上前のことですが、県の主催で公衆便所の研究会がありました。これはソニア地区でも取り組みました。公衆便所、どういうものが望ましいか。これからのトイレどうあるべきか。そういう研究会でした。

その研究会で、みんなで論議し、出した結果をトイレ建設に反映するということでしたので、皆でいろいろ話し合いをしたわけです。当時、あおぞら公園にはトイレがありませんでしたので、その事業に、実際にトイレを設置するという事業に参加、町がしてくれましてですね、県から 3 分の 2 大きな補助金を受けて建設をしてもらいました。そのときに、汚水を外へ出さないという現在の方式が示され、それはよいということで導入したわけでございますが、これもただ安易にしたわけじゃなくって、先進事例も視察して導入しました。しかしいかんせん、ところがあおぞら公園はですね利用者が多くて、バイオとして利用する木質の吸着剤が早く堆肥化してしましまして、それで、しばらくして十分には機能しなくなったわけでございます。

私も、そのときの委員としてですね賛成した 1 人ですので、実は責任の一端を感じていますが、そのあたりについてはですね、どうかお許しをいただきまして、気持ちよく使えるトイレにしていきたいと思っております。

明確な答弁をいただきましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。誠意ある答弁、ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7 番、森正彦君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 1 分

再開 午後 3 時 13 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、11 番、中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

11 番議員の中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 29 年 12 月議会の質問をさせていただきます。

今回、私の質問するいくつかの項目につきましては、総合計画がつくられております。今まで 4 人の皆さんにも質問がございましたけれども、その総合計画、いよいよ 3 年目、3 年を済んで 4 年目ですかね、迎える時期でございますけれども。だんだんのお話がありますとおり、まじめに、おもしろくということをキャッチフレーズにしながら進めてまいったわけでございますけれども。3 年間振り返って、今後、こういった形でそれが進められていくかにつきましての質問の内容がほとんどでございますので、執行部、町長含めです、誠意あるお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず第 1 番目の質問でございます。これは総合計画とは関係ございませんけれども、佐川町には大変な災害が今まで起こりまして、特に思い出されるのは、5 号台風でございます。もう数十年ですかね、たちましたけれども、そのときにがけ崩れや河川の氾濫等ですね、改修がなされました。

そこで、佐川町には春日川と柳瀬川が流れているわけでございますけれども。そこも改修をされました。しかしながら、改修によりましての支障というのは少し表現はおかしいですけれども、それによって新たな問題が発生をしているような地区が見受けられますので、この質問になったわけでございます。

今回はですね、三野・青去の地区に流れております J R の線路の下に流れている下のほうの春日川の問題でございますけれども。この改修ができないものかという質問でございます。

河川が改修をされましたけれども、御存じのとおり大変、葦がものすごくはびこりました。しかも、堆積土がですね、非常に目立っております。この堆積土は蛇行する川の裏側といいますかね、そこに堆積をして蛇行する正面には大きなふちができるというものでございまして、私たちの子供のころは、そこに必ずその大きなふちがあって、岩があって、そこで泳いだというような箇所ができるわけですが、そういった場所がですね、そのふちは少なくなったんですけれども、先ほど言いました蛇行する背にですね、非常に堆積物ができて葦がはびこっていると。それによつての弊害があるのでは

なかろうかというふうな内容の質問でございます。

今回はその中でもですね、特に心配がされる場所、1カ所だけ質問させていただきたいと思いますが。

青去の神社ですかね、公民館のあるお宮でございますけれども、名前は岩神社っていいですか。それ、正しいかどうかわかりませんけれども。そこの側面を流れております春日川、西佐川との間でございますけれども。そこには、ハウス園芸も建っておりまして、川のふちにはすぐそばに住宅もある。しかも、メガソーラーが、町のメガソーラーがありまして、何年前にはですね、そのメガソーラーを水が下をくぐったと。被害はなかったように聞いておりますけれども、そういった同じような危険性が、堆積土ができることによりまして心配されるような条件になっております。

そこでですね、河川の問題でございますので、越知の土木が管轄でございます。町に、この私が今、町議会で質問をするということは、直接手を下せない町にお答えをというのはちょっと無理なことがあると思いますけれども、先日質問を出させていただいたときに、課長に、町の土木の関係でありますけれども、こういった状態で土木のほうが考えているのか、町のほうからのお話をしてほしいというふうな申し出をしておりましたので、その状況につきましてお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

中村議員の御質問にお答えいたします。御質問のありました春日川は、高知県中央西土木事務所越知事務所が管理をしています河川であります。議員おっしゃられましたとおり、昭和50年の台風5号の被害を受けまして河川改修工事が実施をされております。

河川工事は完了しておりますけれども、河川内の土砂堆積が進んでまいりますと、河川断面が減少しまして洪水時に越水をするなど周辺に浸水被害を及ぼすことも考えられます。

越知事務所のほうに行って話をしてみいました。越知事務所のほうからは、そのような浸水被害を未然に防ぐために、土砂堆積が一定以上進んだ部分を取り除くなどの維持管理を行っている。しかし、その多くの管理河川に限られた予算で対応する必要があるもので、緊急度の高い箇所から順次実施をしているとお聞きをしました。

町のほうとしましても、毎年、県議会の産業振興土木委員会の出先調査がございます。そのときに、県管理河川の適正な維持管理、

これを行っていただくように、町長より要望を行っているところでございます。

県が実施主体ではありますが、町としまして、引き続き適切な機会を捉えまして、しゅんせつなどの維持管理の実施、またそのために必要な予算の確保、これを要望を継続して、してまいります。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

お話は県のほうに、話し合いの中からもいろいろな対策をとっているということでございます。そこですね、先ほど質問しました県のほうの話をしていただいたというふうに思っておりますので、その県のほうの答えがわかっておればですね、聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけれども、県のほうも、限られた予算がありまして、その緊急度の高いところから順次施工しているというふうにお聞きをしております。

この箇所につきましても、土砂が堆積しているという認識は持っているということです。それが今年度中になるのか、来年度になるのかは、ちょっと確定はできてないんですけども、早急に対応していただきたいという話をさせていただいております。

11 番（中村卓司君）

課長の仕事を、ひょっとしたら越えてしまうかも知れませんが、私がちょっとこの間、土木のほうに行っていました。それで、課長さんかどうか分かりませんが、代表の方にお話しをしていただいて、私以外にもそのことの心配をされてですね、県の事務所に行った方がおられまして、誰とは分かりませんが、実は、確実にやるというふうなことはありませんでしたけれども、予算が残っておるということで、何とか年内にはやってみたいというふうなお答えもいただいております。

ただ、絶対にやるということではないんですけども、前向きな姿勢をいただいておりますし、課長が行っていただいたことも話を聞いておりますので、町の要望にも応えたいというふうなお話もありましたので、確実にできるようにですね、また後押しをしていただけるように、よろしく願いをしておきたいと思います。

大変前向きなお答えだったので、この質問は以上にさせていただ

きます。

次のですね、第2問目を質問をさせていただきます。

佐川町の道路改善、いわゆるインフラの改善につきまして質問をさせていただきます。

この質問は、今議会ではなくて前議会にも同じような質問をさせていただいて、もう一度になりますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

佐川町の道路事情、といいますのは、よその市町村と比べていいのかな、悪いのかというふうな判断は十分にはできませんけれども、現在では、須崎から抜けております国道494そして加茂の、走っておりますあれ県道ですかね、少しずつ改善がなされておまして、整備が徐々にはありますけれども、進んでおります。しかしながら今回の質問はですね、町内の道路の整備についてですね、質問をさせていただきますと思います。

町内の小さな、小さいというかある部分的にはですね、まだまだ整備が進んでないというふうに思います。ここで突然でございしますが、お答えがいただければ、いただいておりますので、どなたでもいいんですが。

総合計画、話が出ておりました。この総合計画に、道路の改善につきましての項目はどのようにうたわれているのかですね、どなたでも構いませんが、聞かせていただきたいと思います。町長以外でお願いしたいと思います。担当課長でどなたか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。第5次佐川町総合計画の中ではですね、このインフラ整備の関係につきましては、施策34の中でのですね、中のといいますか、その「住民生活を支えるインフラ整備」という項目がございします。その中の1つの項目として、道路あるいは橋梁のですね、長寿命化計画、これの推進という記載がございします。そこに当たるのではないかとというふうに考えております。

11番（中村卓司君）

ある程度は、総合計画には載せていただいているようでございしますが、ほかの事業計画の中でも、割と具体的に示されていないというふうな思いを私は持っております。

そこでですね、何カ所か挙げてですね、ここの道路事情を改善できないのかというふうなことを、3点ほど挙げさせていただきたい

と思います。

まず1点目、この間の議会のときも申し上げましたが、荷稻の小富士への抜ける道がございます。あそこは、途中で工事ができないのかとまったのか、若干の事情も聞いておりますけれども。荷稻の道はですね、災害やですねいろんな事情で国道が使えなくなった場合、災害や交通事故でですね国道が使用不全になったときに、必ずですね、必要になろうかと思います。

これはですね、この間防災の、霧生関のヘリコプターの離発着場所にですね、防災の訓練が実施をされまして、皆さんとともに参加をさせていただいたとき、そのときに交通事故がありまして、サッカー場の入り口で交通事故が起きて、あの道が通れないと。ゼロではありませんけれども、非常に交通が不便になったことはですね、皆さんも承知なことだと思います。

去年の1年間に、あそこで3件、2件か3件くらいの交通事故があっております、あの間に。それで、高知から帰ってくる方が、迂回路として加茂の道を通ると。そうすると、加茂の道が大型車両で非常に渋滞になったというふうなことも、現実にあったわけです。

したがって、災害や交通事故のとき、もしものときにですね、あの道が使えなかった場合には、国道が使えなかった場合には、荷稻の道というのが非常にですね、重要になろうかと思えますし、当初の開発のときにも、そういった項目がありながらですね、工事を始めたという事情もございます。

ヘリコプターの離発着場がですね、防災の拠点となってあそこを使うわけです。ところが、災害によってあの道が使えない場合となるとですね、ほかから入る道がなくなってしまいます。荷稻の道ができますと、高知方面から国道を通ってそっちへ入るなり、そちらの道が使えなければ、荷稻の道を使って、佐川町内から霧生関へ入れると、いうふうなこともできますので、災害の時点の防災の基地であるものが、ひょっとすると使えなくなるかもしれないという危険性を含んでおります。

したがって、そういう面からでも非常に、あの荷稻の道というのは重要ではないかというふうに考えております。それが、1つの道。

2つ目。清和病院の裏にですね、農免道路といいますか道がですね、桂橋から入っております。しかしそれもですね、清和病院の小さい道の中には入っていきますけれども、柳瀬橋、下の柳瀬橋、富

士見町の道から突き合った柳瀬橋、そこに開通しておればですね、非常に利便性がよいというふうに思われます。

私も、家が近所でございますので、よくあの道、清和病院の道を通るわけですが、494 ができまして、非常に交通量が多くなっています。若草保育園なり清和病院なり、佐川の小学校関係の方が、越知なり、それから川内ヶ谷から入って来るときに、あの道を非常に利用する方が多くなりまして、救急車もあの道へ入ってきます。

ところがですね、ここ1年間に脱輪の車が、私が出会っただけでも5回、あの道で出会いました。それからぐるぐるバスもあそこを通っていますよね。非常に車が多い関係で、今の道は狭い。となると、別の道を通ったほうが便利になるという可能性を考えると、清和病院の裏から、その道が柳瀬橋に開通すればですね、非常に、交通面でも安全もいいということになるわけです。その距離は、約200メートル、150メートルか200メートルぐらいの土地があります。その改善が必要ではないかというのが2点目。

それから3つ目。これは佐川小学校の南側。五所神社の下にあります通学路でもあるし、それこそ若草保育園、清和病院、それから室原、柏原、そして尾川へ抜けている方が非常に多い。車が多い道であります。

これもですね、1年ぐらいになりますかね。1年になりませんか。女の方が事故を起こして亡くなったというふうなことがあります。となりますと、あの道を、幅を広げるというふうになれば一番いいわけですが、なかなか難しいんじゃないかという考え方で、新たに佐川町内に494からですね、入る道をですね、開設するというふうな考え方もできるわけでございます。

まだまだ小さい道たくさんありますけれども、時間の都合でこの3点の道をですね、何とか改善するようにですね、できないものかというのが今回の質問でございますが、お答えがいただける課長にお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えをいたします。ひょっと、議員の言われる場所とちょっと勘違いしている場所があるかもしれませんので御了承いただきたいと思います。

荷稻の道路につきましては、今現在2車線で、奥のほうに改良がされて途中で行きどまっている道路のことですよね。これについま

しては、前回の議会でも質問をいただきました。それから清和病院の裏。これは柳瀬橋から下流のほうに川沿いに抜ける道路でしょうか。それから佐川小南の死亡事故のあった道路というのは、スーパーのあたりに出てくる道路ですかね。

道路の改良ということについてなんですけども、今ですね、特に国の補助金につきましては、橋梁等の構造物の定期点検とか修繕工事、それから舗装の修繕工事、これらがメイン、主になってまして、現在の道路ストックの長寿命化、これを図るということを集行的に行っております。

橋の数にしましても、町内に 355 橋あります。もうほとんどが老朽化が著しい状況になっております。これも 5 年に 1 度定期点検を行って、補修が必要なところについては補修をしていくようにと、修繕をしていくようにということになっておりまして、これからかなりの費用がここにつき込まれていく必要があることとなっております。

その道路の舗装につきましても、かなり破損が見られておりまして、いまだにその古いコンクリート舗装の地区も多数あります。順次舗装アスファルトへの打ちかえを進めておりますけども、まだまだ費用と年数がかかるように考えております。

国の補助金にしましても、その新設の改良事業から点検、維持管理とか計画的な修繕、更新事業、そちらのほうにシフトしている状況でございます。そのような状況を踏まえますと、なかなか新設の改良事業を積極的に進めていくというのは、財政的に厳しいところがあるんじゃないかなあと考えております。ただその真に必要な道路というものにつきましては、整備をしていくべきかどうかは検討を進めていく必要はあるとは考えております。

ただ、今申し上げましたように、この厳しい、これから先特に厳しくなっていく状況になっていく中で、現時点でこの今言われました 3 本の新設道路については、なかなか具体的に検討していくのは難しいのではないかなあというふうに認識をしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

この議会で、やりましょうというふうなお答えをいただくことは毛頭思っておりませんけれども。継続は力なりで、ずっと言い続けるっていうのは大事だというふうに自分は思っておりまして、この

総合計画の中で、3年を経過しました。見直しの時期も3年、5年とやらないかんということになっておりますので、その中の検討課題の中で入れていただくという必要があるかと思います。なかなかその国の事業というものが回ってこないというのは当然のことで、厳しい条件は承知の上でございます。

ただ、それでも国にアプローチを続けて、予算を取ってくるっていうふうな必要な道路ならば、かなりの努力をしていただいて、計画の中に入れてですね、やっていく必要がありやあせんろうかと思いますし、現に、町長の比較をするということではございませんけれども、梶原町の町長はですね、かなりのエネルギーを使って町並みの整備も、今行ったら、前の町の姿はないくらいに整備ができてですね、お金を国の方から取ってくる努力をしております。

町長も、堀見町長もすごいやられていることはもう承知の上でございますけれども。なおですね、そういう努力をその上にしてもらいたいということと、この道路事情の検討委員会っていうものが、具体的にそれだけを含めての検討委員会というのはですね、恐らくなされてないと思います。

岡崎課長のほうから5カ年計画の中には、ここの項目には書いてますよっていうことを言われましたけれども、本当に具体的にそれをやる、何年度にはここを整備するということはないと思うんで、検討委員の中で検討をしていただいて、必要な道ならば、かなりの努力をしていって、国から予算をいただけてくるというふうな方向性を、道しるべをですね、つけていただきたい。

検討委員会ですね、ぜひ、道路の関係の検討委員会というのがやってほしいと思いますが、いかがでしょう。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。そうですね、先ほども申しましたように、今ある施設の長寿命化、それにかかなりのウエートを取られているところはございます。先ほど申しましたように、真に必要な道路につきましては、当然検討していく必要があるとは思いますが、その道路がですね、その地域の実情を踏まえて住民の意見も広く聞いていくという形で、その必要かどうかはその都度適切に判断していくことが必要だと思いますので、今の時点で具体的に検討委員会をということは考えておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

ぜひしていただきたいということの提案でございますけれども、町長、その総合計画の3年、5年の見直しは各部署ではやられているようなんですが、トータル的な総合計画をこしらえた委員さんですよね、議会からも代表が出てますんですけども、そういった見直しの会ってというのは、その総合計画については開催する予定なんかはあるんですかね。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。今、年に2回、総合計画の審議委員会を開催をしております。その中で行政のほうから、役場のほうから見直しを報告をすると、このような形で改善をしていきたいと思っておりますということをお伝えをして承認を得るということは、これは随時行っていく予定であります。

また会の中で、委員さんのほうから、この部分に関しては、この施策に関しては改善をしたほうがいいのではないかとという提案があればですね、そのときにしっかりと検討して取り組みをしていきたいと、そのように考えています。

ですから、例えば3年後に見直すとかですね、5年後に見直すとか、定時的に総合計画を見直していくということは考えておりませんで、随時、1年1年しっかりPDCAを回す中で、必要な時期に見直しをしていくという考えであります。以上です。

11 番（中村卓司君）

お言葉を返すようですけど、総合計画というのは3年、5年で見直さなければならないというような内容が含まれておったと自分では理解をしてまして、それはないかもわかりませんが、僕の理解の中で、前町長のときにはそれを申し上げた記憶がありますんで、前町長は、見直したことは1回もないと言いましたけど、それはおかしいじゃないかという議論になったことは覚えてますんで。そういう項目はないかもしれませんが、一応自分の理解では3年、5年でもう一遍中味を精査するトータル的な会をしなければならないような感覚を持っておりましたので、随時、年に2回やっておられるようでございますので、委員さんのほうからそういう声が上がればですね、検討の1つにさせていただければありがたいなという思いがございますので、よろしく願いを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次の、3番目の質問。町のキャラクター、この質問もですね、前

回に申し上げました。町長のほうからですね、中学生との交流会の中でそんな話も出たよという話もいただきましたし、私の質問の中で町長のお答えは、若い職員の中でそういう提案があれば考えてみたいというふうにお答えをいただいたというふうに思っておりますが、その思いは変わりませんか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。役場が主体的になってですね、ゆるキャラをつくる場合もあります。また、民間がですね、各種団体が主体的になってゆるキャラを考案をして世に出して行って、後から公認キャラクターになったりする場合もあります。

前回の答弁で、仮に役所の職員の中から、もうぜひ佐川町のゆるキャラをつくりたいんだと、そういう声が上がればですね、それを、それはやめなさいということを私が言うことはありません。もう、ぜひ前向きに進めてくれと言って後押しをしたいと、その気持ちは今でも変わっておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。町長のほう、それから課長のほうから、こういう課題を持ってやりなさいというのは、なかなかできない。逆に、職員がやってみたいというふうな声が上がれば、ぜひやりなさいよというふうな話を、気持ちを持ってるというお答えでございました。

そこでですね、全国のキャラクターを、私調べてまいりました。そうすると、ものすごい数、千近くあるんじゃないろうかと思えますし、それから企業のキャラクター、何千もあって、インターネットで調べますと、しまいまで行き着くのには大変な時間がかかるくらいあってびっくりしたんですが、高知県のキャラクターをちょっとしましてスキャンをしてまいりました。

私の知ってる限りで、それからもっと高知県の中にあるかもわかりませんが、高知県の事情というのはこうなっておりまして、市が 11、町が 17、村が 6 つあって 34 市町村が高知県にはあるわけでございますけれども、今あるのがですね、市の 6 つ。それから町はですね、比較的少なくですね、2 つぐらいだと思います。村では、日高村にあるもへいくんですかね、この間もテレビに出ておりました。あるんで、町、村としては比較的少ないんですが、市ではずいぶん多く、それから高知県のキャラクターもございますね。県

的に言うと、高知県は非常に少ない。全国的に言うと非常に多いということなのですが。

御存じのとおり、しんじょう君が最初スタートしたのは14年だったと思います。そのときは4位、それから15年に2位。それで16年に1位というふうになってですね、非常に有名になって、経済効果はもうはかり知れない、くまモンに匹敵するくらいではなかろうかというぐらいになっているんですが。

そこまでなれとは思いませんけれども、ぜひ、私的にはですね、佐川を売り出す意味でですね、キャラクターはつくってほしいというふうに思います。それと同時にですね、職員さんの声が出ればというふうな話もあったんですが、まじめに、おもしろくという内容の町職員の皆さんが仕事に取り組んでいただける意味でも、若い職員、男性でも女性でもいいですけども、そのキャラクターを自分で段取りをしながら、全国から募集をかけてやってみる、みたいな仕事を自分でこなしていけると、仕事に対する前向きな姿勢、まじめに、おもしろくが本当に現実味となると思うんです。

これも前にも申し上げましたけども、須崎のしんじょう君をこしらえた職員さんは、テレビでもよく隣へ出てきますけど。背の高い頭がぼさぼさの、名前、前は覚えておりましたのに今ちょっと出てきませんけれども、あの方がですね、全部段取りをしてつくったそうでございます、この間もこの議会でお話をしましたが、直接、電話ですけどもお話しをしまして、割と簡単に、お金もあんまり要らずにできて、あのしんじょう君は東京の大学生が考案をしたものを採用してですね、あそこまで持ち上げたということらしいんです。

その募集をかければですね、SNSなりにかければですね、いくらでも募集はくるそうです。それ、ただで。それを、どれがええのか選んで、中があのしんじょう君だったという結果で、お金的にも100万かかっていないということらしいんです。

ぜひつくっていただきたいというふうな思いがありますが、もし、このマイクを通じて、下の職員さんが聞いておったら、私やるよという方がおったらですね、町長もそう言いよりますので、ぜひですね、チャレンジをしてもらいたいという思いがございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。この質問は以上にさせていただきます。

次行きます。今回の質問は大変多いので、どんどんと短い時間で

行くわけですが。あと残り 2 つですかね。3 つですか。

広域のですね、高吾北のマラソン大会っていうのはどうかなあという思いの提案です。

自分が議員に出始めたときにはですね、龍馬会のメンバーでございまして、龍馬マラソンをとということで脱藩の道マラソンを計画したらということも言っておりましたが、なかなか現実になることなく、梶原町が龍馬脱藩の道マラソンを始めて、とうとう高知県が龍馬マラソンを始めてですね、最初に考えたのは私やにという思いがありますけれども。実際にやれなかった思いも含めてですね、仁淀川ブルーマラソンというのはですね、どうかなというふうな提案です。

御存じのとおり、もう県内各地区で、全国でも大変なランニングマラソンブームでございまして、大会が開かれております。きょうの新聞にも、安芸の方ですかね、タートルマラソンあったし、この間の日高の茂平マラソンですかね、900 人から千人以上の方がですね、走るというふうな大イベントになってございます。

そういったことがですね、ぜひできないものかという思いがありまして提案をさせていただきたいというふうに思っていますが、これもやるやらんという話ではないですけども、そういった提案がですね、私も町内を歩いておりますと、こういう声を聞きます。

そこで、住民の皆さんの声としてね、こういうことをやりたいという声が上がりがつつあるんですけども、行政のほうとしては、そういう声が上がった場合にどういうふうな対応ができるかということをもまず、お聞かせを願いたいと思いますが、どなたでも結構です。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。昨今のマラソンブームというものにつきましては、それこそお隣の日高村さんの例もありましたけれども。独自にですね、各市町村が取り組んでいるものもございます。マラソンに限って言えばですね、今、町の、役場の中で、例えば広域的にこれを、例えば仁淀川筋を走るであるとかですね、そういう計画は考えておりません。

それぞれ独自のマラソン大会、佐川町も含めてですね、ありますので、それを、それぞれにまちづくりの取り組みも、それから健康づくりの 1 つというのがあってですね、取り組みをそれぞれ進めておりますので、それ以外といえはですね、例えば、今、現実的に計

画があるものがございます。それにつきましては、仁淀ブルー観光協議会、これが主体となってですね、マラソンではありませんけれどもサイクリング、このサイクリングの広域、土佐市、いの町、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町、この6カ市町村を駆け抜けるサイクリングのイベントを検討、具体的にしております。

これは来年の6月に向けてですね、観光をベースとして、仁淀川を売り込むということもございますが、6カ市町村がですね企画を立ててやっておりますので、これが初めての取り組みになります。そういったものを1つ、ここのまちづくり、観光の起爆剤として、これは幕末維新博のポストの意味合いもございますけれども、そういったところ、少しありますので、これをですね、佐川町としても観光行政の1つとして進めていきたいというふうには思っております。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。課長のほうから出ました仁淀川ブルー観光協会ですかね、ちょっと僕もあそこの事務所をのぞきに行かさせていただきました。そうすると、どういうふうな立ち位置に、あそこがなるかなという思いがありましたんで、ちょっと話がもとに戻りますけれども。仁淀川ブルー観光協議会ですかね、正しい言い方は。が、どういう立ち位置においでなのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

仁淀ブルー観光協議会といいます。これは一般社団法人になりますけれども。先ほど私言いました6市町村の行政とですね、あと観光協会、それぞれの観光協会が主体となって、主にはイベントの売り込みであったりとか、商品の開発、県外向けのですね、大手のイベント旅行会社への商品の売り込みであるとか、流域で取り組む観光、最近で言えば幕末維新号、JRが取り組む、連携しましたけれども、そういった企画調整とかを、主な業務としては行っております。

11 番（中村卓司君）

ということは、割とその対外的に、まあ言うたら仁淀ブルーを外に売り出すようなお仕事が多いというふうな感覚で、そうすると、そのサイクリングとなりますと今度は、外にももちろん売り出すんですけど、段取りってというのは大変ですよ。私も、車いすのロー

ドレースのときの実行委員会のメンバーにありましたけれども、大変でございまして、お弁当、服、何とか交通、何とかの申請、大変でございまして、10回やって一応終わったんですけど、その実働部隊というふうな形では、その仁淀ブルー観光協議会なるものですね、内容としては現実に使えるんですかね、どうなんですか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。これはまだ企画段階でございすけれども、運営自体はですね、このサイクリング、ライドというんですけども、これを専門にですね請け負う業者がございます。そちらに委託をして、仁淀ブルー観光協議会が委託元となるのか、そこが、仁淀ブルー観光協議会が主体となりつつさまざまな団体が入ってですね、実行委員会形式で委託をするのか、そこはまだ未定な部分がありますけれども、いずれにしても運営自体は委託をする予定になっております。

11 番（中村卓司君）

これももう1つ、私ごとで恐縮なんですけども、九州の壱岐というのがありまして、そこで自転車ロードレースというのをやっています。それを視察をしに行ったんですが、それこそコンサル、そういう会社に専門に任せて、そのレースのことをやっておったそうです。もう15年ぐらい前の話だと思うんですが。その当時に600万とか800万とかいうお金でやったそうなので、それが大変で、自分たちで、もうやろうということになって、半額ぐらいにおさめているなことも聞きました。具体的になっちゅうかなってないかというのはまだまだらしいんですが。

そういう実働体の中で、仁淀ブルー観光協議会が委託するなりそれなりにして、事業を実施していくという形になればですね、この自転車ロードの内容も大変結構だと思いますが、可能性としては、そういう感じでマラソンという企画もないわけじゃない、考えられるということにもなってこようかと思います。

特にですね、ああいう全国に、四万十川とか日本一美しい仁淀川ってというのは発信をされはじめましたんで、県外からですね、たくさん走りに来られると思うんです。自転車のほうもそういう方もおられると思うんですけども、マラソンランナーの方もですね、そういう方もおられると思いますんで、ぜひですねそういう声が上がってきましてらですね、検討の課題に入れてほしいというふうにお願

いをしておきたいと思いますが。その辺は、課長、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。済みません、課長の答弁を横取りをしてしまいましたが。私も走るのも好きですし、サイクリングも最近始めております。マラソンに関しましては、やはりマラソンランナーのいろいろな方の声を聞くとですね、やはりハーフマラソンくらいが、大会としては走るほうも運営するほうも過度な負担もなくですね、ハーフマラソンくらいがいいんじゃないかという声が結構多くあります。私もいろいろな方から聞いておりますが、そういうお話も聞いてます。

今、仁淀川町ではハーフマラソンを、食いしんぼマラソンという形でやられております。越知町では多分やられてないと思いますけども、日高村は茂平マラソン、もうこれもハーフマラソンですね。それぞれの自治体において、ハーフマラソンの規模の大会を今やられてますので、例えば高吾北でということになりますと、例えばフルマラソン、さらには長いウルトラマラソンとかですね、そういう規模にならざるを得ないのかなあというふうに思っております。

ただ、今既にそれぞれの自治体、佐川町では黒岩短縮マラソン、これ 10 キロが最長の距離になりますけども、今取り組みをしておりますので、それぞれのマラソンをどういうふうにリニューアルをして、アレンジをして、その地域地域で盛り上げていくかということが大切ではないのかなあというふうに思っております。

今、仁淀ブルー観光協議会で企画をしてる仁淀ブルーライドですね、これも当面は、最初は、実際にやるとしたら専門家に委託をしてですね、スタートをするのがいいんじゃないかなというふうに私は個人的には思っております。

運営会社のブランド力もあります。その運営会社が主体的にやっているのであれば、じゃあちょっと参加してみようかなということにもなりますので、何がいいのかっていうのは少しトライアルをしながら、チャレンジをしながら、また自分たちに置きかえて、仁淀ブルー観光協議会だけでなく、6 市町村の観光業政にかかる担当者が前のめりになって、一緒になって楽しんで運営をしていくということが大切だと思っております。

また、住民の皆さんも一緒になってですね、ボランティアに参加していただいて、救護所とかライドのエリアでですね、ライドのエ

リアで、何かに、選手とかかわってですね、いろいろふれ合う、そういうボランティアの活動も多分お願いをしなければいけないというふうには思っておりますので、何か地域のつながりが、6市町村のつながりがこの企画によってですね、広がることをすごく楽しみにしておりますので、ぜひ、中村議員には一緒に、選手として参加をしていただければなあというふうに思っております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。ロードレースも大変いい企画でございますし、マラソンのほうも10キロ、そして、町長言われたとおり、この地域の連携、住民も連携、職員も連携することの事業が比較적인いで、そういう形に使っていただければいいかなという思いがございますので、また住民の声が盛り上がってくればですね、そのマラソンのほうも考えていただきたいと思います。

なお、高知県にある公認マラソンは、県がやっております龍馬マラソンのあれだけだそうでございますけれども。和気あいあいを楽しむようなマラソンができればいいかなという思いで、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、佐川地区の集落活動センターについて質問をいたします。

この間の斗賀野の落成含めまして、佐川地区には全体でいきますと4地区の集落活動センターが開所していったわけでございます。この間も少し、この間というか前議会でも少し申し上げましたが、桜の花の花びらが咲くように4つまでは咲きました。桜の花というのは5つ花びらがありましてバラ科なんですけど、その5つ目の場所としてですね、佐川地区、旧佐川町ですね、これをですね、今後、集落活動センターというものがないんですけれども、御承知のとおりですね、夢まちランドがあるわけですが、それとはちょっと今までは、集落活動センターの活動とは違うんで、旧佐川町を今後どのように考えておられるのかをお聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。集落活動センターにつきましては、佐川地区を除く4カ所設置されたということですが、まず、この集落活動センター事業について少しだけ説明をさせていただきたいと思いますが。

これは、高知県独自の取り組みということで、尾崎知事が積極的に進めているものです。基本的な制度といたしましては、町部に比べてですね、日常生活の面であるとか環境が厳しい、特に中山間地域、こういったところの課題解決のための自治活動といいますか住民活動の拠点の整備を進めるという設置の事業の展開でございます。それに基づきまして、佐川町におきましても、中心部、佐川町の町なか以外の4地区にそれぞれ設置を進めてきたという経過がございます。

これについてもですね、ただ、佐川町の場合、ただ単に拠点を設置するというだけではなくて、それまでの取り組みの経過としまして、住民の方々がですね、地域の中で何をやりたいのか、集活センターができたらどういうことをやりたいのか、まちづくりで、自分たちがどういうことに参加できるのかとか、そういった話し合いを1年、2年かけて、これが活性化、地域の活性化計画ということで取りまとめをしています。

それに基づいて、拠点ができてですね、拠点の中でいろいろ今、斗賀野も、もちろん尾川、先できてますけれども、斗賀野、黒岩、加茂と、いろんな取り組みが進んでいるものでございます。そういう中山間の拠点としての取り組みですので、集落活動センター事業については、現在、佐川町においては佐川の町なかに建設をすると、整備をするという計画はありません。

ただ、中村議員おっしゃるように、佐川地区をどうするかというのはまた別の問題でございますけれども。まずその拠点というところでいえばですね、佐川地区は、周辺の4地区に比べていろいろな拠点がございます。公共施設、さまざま、例えば福祉関係であればかわせみもありますし、教育の文化活動であれば文化センターあるいは桜座といった施設があります。料金はもちろんかかりますけれども、それぞれの集落活動センターを使用するにも料金がかかります。これは基本的には同じです。

そういった、ある意味佐川地区はそれぞれの拠点というのは既にありますので、そういったところをまず活用していただくということがいいのではないかと。佐川地区としての課題っていうのはもちろんあると思います。福祉的な課題もありましょうし、産業的な課題もあるかもわかりませんが、そういったところを住民の方々、いろんなその例えば夢まちランドの話もありましたけれども、ボラン

ティアの方々含めてですね、話をしていただいて、できれば、今ある拠点をですね、最大限活用していただきたいというふうに担当課としては考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

将来的に、集落活動センター的なものをつくる計画はないというお答えでございました。ただ、少し、早くもですね、一部の方なんですけど、夢まちランドでの活動は、中味的にはですね、集落活動センターに近いような活動をしているわけです。にもかかわらず、ボランティアっていう形だと思うんですが、そこら辺の足並みといえますか、集落活動センターと比べると、となる方の思いも、これからできてくるのではないかと思うんですが、その辺の制度的なものがあるんで、なかなか難しいと思うんですが。

中味の活動を、例えばこの間お話があったんで、佐川地区の運動会をやってみたいんだがという夢まちランドでの、かかわっている方がおられましたんで、それは私的には協力するよとは申し上げたんですけれども。そういった昔の運動会、地区民運動会、佐川地区の地区民運動会は体育指導委員会が先導をしてですね、今は亡くなりましたけども久川先生、久川料亭のお父さんですけど、その方なんかが中心として、本当に手弁当でボランティアで、コピーしたり全部、することはほとんど自分のお金でやってきたという経過があるんですが。

もしそういった活動をやるようになりますと、その運動会をやりたいということになったときに、何らかの町的な支えがないとしんどいという部分があるんですが、その辺の、集落活動センターをつくらない、そうするけれども拠点は今まで有料で使ってください。けれども夢まちランドは、それに近いような活動をするんですが、その辺の位置づけというものが、構想にありましたら今聞かせていただきたいと思うんですが。将来に向けての夢まちランドの位置づけ、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。夢まちランドの位置づけといいますか、佐川地区でこんなことをやりたいという方がいらっしゃれば、それは佐川町として、佐川町の総合計画に基づいて、チーム佐川、まじめに、おもしろくの活動を進めていこうという活動に、多分合致すると思いますので、町としてはいろいろな方法でバックアップ、

支援をしていきたいなあというふうに思っております。

あと、各4集落活動センターには、集落支援員を配置をして運営を中心的に担っていただいておりますけども、例えば、佐川地区においてもですね、国の制度の中で集落支援員というものを設置することができるのかどうなのか、そのあたりは少し、役場としては研究してみる必要があるかなあというふうに思っておりますので、夢まちランドの取り組みを行政としてですね、全く知らないよという立場でいるわけではございませんので、また何かと連携をしながらですね、この佐川地区のより幸せなまちづくりに、一緒になって取り組んでいただければなあというふうに思っております。以上です。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。住民の皆さんの声の中には、たくさんではないですけども、先ほど自分が発言をさせていただいた集落活動センターの活動とは中味は似ているけれども、それに対するお金ではないですけども、町の行政へのお助けをもうちょっと、もうちょっとやってほしいなあというような声もあるようなので、それほんの一部なんで、全体があるとは言いません。町長が言われたように、みんなが協力をしながら、本当無償ボランティアで、楽しい町をつくっていくということは大変必要ですので、その思いもありますよということだけはお伝えをして、助成というか金額的にはなくても、側面的にバックアップはするよというお答えをいただきましたので、そういう方のお答えには自分のほうから報告をさせていただくようにしたいと思います。

この質問は以上にします。

最後の質問に移ります。今回ですね、今までいくつかの質問をさせていただいたんですけども、このことは、単発的なことという言葉は似合わんかもわかりませんが、1つ1つの事業をこうです、こんなことをやりませんか、あんなことをやりませんか、みたいな発言を今までさせていただきました。

これはですね、佐川の町が活性化をしていくための事業、活動だというふうに考えておるんです。それ、いくつもの事業が束になっていくということが、町自体が活性化することだろうと思うんですが。この事業を進めるためにはですね、やっぱり人、組織っていうものが大変必要になってこようかと思えます。

前段の議員さんの中にもですね、組織は人なりというお話もござ

いました。まさにそのとおりだと思うんですが、その中心になっていく方がですね、必要だと思います。町長の言葉を借りれば、思いがあればですね、即行動というふうなことで、自分もですね、私も、その行動の中の一員として一生懸命やりたいんですけども、何せ一人でございますので、なかなかそれはできない。となると、一人一人がその場その場で活躍していけるというふうな組織が必要になってこようかと思います。ちょっと回りくどくなりましたけれども。

このようないくつもの事業を進めていくためのですね、実動隊という形が必要だと思います。集落活動センターでそれぞれの頑張っている方も必要ですし、例えばロードレースをやるにも必要ですし、マラソン大会をするにも、それぞれの地域の皆さんがかかわっていく人が、それ専用の人が必要だと思います。

キャラクターをつくれば、町の職員さんの誰かが一生懸命頑張るという人が必要だと思います。そういった実動隊という方が、ますますこれから育っていかなくてはならないというふうに思っています。

町長はずいぶん苦勞をされてですね、そのことも努力をされていることは十分に認めているところでございますけれども。そういったその組織、人が育つためのですね、町のバックアップと、全体が元気になるような町のバックアップとかいうふうなことで、抽象的でも構いませんけれど、町長の個人的な考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。この、住民の皆さんがですね、まじめに、おもしろく取り組んでいただければ、きっと10年後には幸々な町になると思います、というこの総合計画にですね、後ろのほうに、活動を始めませんか。いろいろなことでサポートをしますよ、と。未来づくりサロンもやってみませんか、ということも書かせていただいておりますが、来年度に向けて、今、チーム佐川推進課にですね、この取り組みをもう少し広げるために、いろいろ、こんなことをやりたいんだって思っている方がいれば、まず一人でもいいので、一人の方がこんなことを思っているっていうことを、集める努力をしたらどう、ということを一応投げかけをしています。

そのときに、私はこんなことをしたいんですけども、一人では難し

い、できれば一緒になってやってくれる人を見つけるのを行政のほうで、役場のほうで一緒になって手伝ってくれないかというお願いがあれば、そういうことを一緒に、一緒になってですね、その実働部隊、チームをですね、つくる取り組みをさせていただきます、と。まずは、一人の人でも、思いがあればですね、その一人の人の思いが芽となって花が開いていきます。ですから、そういう思いを拾い上げる努力もですね、来年度以降できればいいのではないかなあというふうに思っております。

チーム佐川推進課、本年度はぐるぐるバスのことですね、もう頭もいっぱい、頭もぐるぐる回っているかもしれませんが、本当に、時間のなかで一生懸命やっておりますので、あれもこれもということ、なかなか私のほうから言い出せない部分もあります。ですから、少しずつ、できることをやっていこうということで、来年度に向けては、きっとですね、来年度の課長がですね、またいろいろと考えて進めてくれるのではないかなあというふうに期待をしておりますので、ぜひ、また御支援をいただければなあというふうに思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

大変だと思います。大変だと思いますけれども、この間の高知新聞に、想定外を想定するという言葉が出ておりましたけれども。今回に使わせていただけるなら、努力をしていただいているのは十分にわかっておりますけれども、さらにその努力を積み重ねていただきたいと思いますし、町の中ではですね、そういった芽が育ちつつ、現在あると思います。その芽を見逃さずに、ひとつ拾い上げていただいて、種をまいて水をやり肥料をやり、花を咲かせてほしいというふうに願っておりますので、その努力をひとつよろしく願いしておきたいと思います。

最後にですね、今度、この地域おこしということで東京に行かれるそうなんです、高知県も一緒に行くということで、佐川のブースと高知県のブースというのがあるらしいんですけども、そこでですね、僕が、どういう材料を持って行くかちょっと課長のほうと話しもしましたけれども、移住ですけども、どういったものを持っていくか、例えばDVDとかあれば一番僕はいいのではないかなあというふうにも思いますし、具体的にどういうふうな内容でやるかですね、ちょっと、質問になかったんで急に言われてもと言われたら構

いませんけど、どういうふうに東京の会を実施するような予定か、それをまず、よかったら聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。十分なお答えになるかどうかはわかりませんが、12月15日の金曜日にまず、まるごとさかわ博ということで、東京駅の近くでですね、移住・交流ガーデンという場所で、佐川町単独の移住相談会を行います。翌日には高知県下の市町村も合同でですね、移住相談会をやります。

まず私がお話しをさせてもらうのは、その金曜日にやる前のそのまるごとさかわ博のことになりますけれども、1つのフロアをですね、分割をして佐川町の魅力をまるごと持っていくという感じにはなりますけれども。

1つは、映像的には佐川町の風景であったり、日常であったり、そういう魅力を詰め込んだ映像を流すという予定をしております。それと、あとは佐川町の代表的な産業でありますお酒であるとか、農協さんも入っていただいて感謝をしておりますけれども。

それとあと牧野植物園を紹介するコーナー、そして今佐川町が取り組んでおりますものづくり、これについてのワークショップもですね、やることのできるスペースも構えて、そこに足を運んだ方をですね、佐川町の魅力を御紹介するのと、あとはふるさと納税の関係も少しコーナーを構えておりますので、そういったアピールをしていく。

佐川町に興味を持っていた方については、少し移住の相談を受けてですね、具体的な話をさせてもらうと、いう形になります。午後の2時から夜の7時までだったと思いますけれども、単独の移住相談会をやります。

翌日には、合同のですね、それこそ佐川町に興味がある方の移住相談会というのを、県下市町村合同でいくつかのブースに分かれて、佐川町のブースもありますので、相談をお受けするというような形になります。

ちょっと説明不足な部分がありますけれども、申しわけございません。

11 番（中村卓司君）

ありがとうございます。通告になかった後のもお答えをいただきまして、感謝を申し上げます。元気な佐川町をつくっていただける

ためには、住民も議会も頑張らないきませんけれども、職員さんも中心になってからやっていると、もちろんできんわけでございますので、大変、議員の立場から無理難題を申し上げますけれども、一層のですね、頑張りをよろしく願いを申し上げたいと思いますし、町長が、この間の高知新聞へ、越知のキャンプへ行って、あれ載ってありましたんで、あれを見て、余り無理をせんようにやっていただかんと、健康面を害しますので、健康に留意しながらですね、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。この場の質問は、以上で終わりたいと思います。

議長（永田耕朗君）

以上で、11 番、中村卓司君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を 12 日の午前 9 時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 4 時 26 分